

平成27年12月
中札内村議会定例会会議録

平成27年12月4日（金曜日）

◎出席議員（8名）

1番	北嶋信昭君	2番	森田匡彦君
3番	黒田和弘君	4番	中西千尋君
5番	男澤秋子君	6番	宮部修一君
7番	中井康雄君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	田村光義君	教育長	上松丈夫君
農業委員会会長	道見文夫君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	阿部雅行君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	高島啓至君
産業課長	成沢雄治君	施設課長	大和田貢一君
総務課長補佐	尾野悟君		

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 高桑 浩君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長兼務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 長澤 則明君 書記 林 真悠君

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議会運営委員会の報告
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般の報告
日程第5		中札内プール移転改築等調査特別委員会報告
日程第6		行政執行状況報告
日程第7	報告第7号	平成26年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について
日程第8	議案第63号	中札内村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
日程第9	議案第64号	中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第65号	中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第66号	中札内村豆資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第67号	南十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分について
日程第13	議案第68号	財産の取得について
日程第14	議案第69号	村道の路線認定について
日程第15	議案第70号	中札内村地域集会所に係る指定管理者の指定について
日程第16	議案第71号	中札内村中島農業センターに係る指定管理者の指定について
日程第17	議案第72号	中札内村カントリープラザに係る指定管理者の指定について
日程第18	議案第73号	中札内村豆資料館に係る指定管理者の指定について
日程第19	議案第74号	中札内村開拓記念館に係る指定管理者の指定について
日程第20	議案第75号	堆肥化処理施設に係る指定管理者の指定について
日程第21	議案第76号	中札内村大規模草地育成牧場に係る指定管理者の指定について
日程第22	議案第77号	平成27年度中札内村一般会計補正予算について
日程第23	議案第78号	平成27年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第24	議案第79号	平成27年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第25	議案第80号	平成27年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第26	議案第81号	平成27年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

開会 午前10時00分

◎開会宣告

- 議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は8人です。
定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年12月中札内村議会定例会を開会いたします。
ただちに、会議を開きたいと思えます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番黒田議員と4番中西議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

- 議長（高橋和雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。
議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。
委員長の報告を求めます。
中井議会運営委員会委員長。

（中井康雄議会運営委員会委員長登壇）

- 議会運営委員会委員長（中井康雄君） 議会運営委員会報告。
平成27年11月30日午前10時、委員4名及び副村長、総務課長の出席のもとで議会運営委員会を開催し、12月定例会について協議いたしましたので、次の事項についてご協力をお願いします。

記。

- 1、会期について。
12月4日、金曜日から、12月11日、金曜日までの8日間とされたい。
 - 2、議事日程について。
 - イ、諸般の報告。
 - ロ、中札内プール移転改築等調査特別委員会報告。
 - ハ、行政執行状況報告。
 - ニ、その他の議案については、初日の本会議で審議されたい。
 - ホ、一般質問は、12月11日、金曜日に予定されたい。
- 以上、議会運営委員会報告といたします。

- 議長（高橋和雄君） 議会運営委員会の報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この定例会の会期は、本日から12月11日までの8日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月11日までの8日間に決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第4、諸般の報告をします。

9月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書並びに定期監査所見については、印刷したものをお手元に配布しましたので、ご了承願いたいと思います。

次に、閉会中における委員会の活動について、委員長から報告を求めます。

総務厚生・産業文教常任委員会合同村内所管事務調査について、男澤総務厚生常任委員会委員長、お願いをいたします。

（男澤秋子総務厚生常任委員会委員長登壇）

○総務厚生常任委員会委員長（男澤秋子君） 総務厚生・産業文教常任委員会合同村内所管事務調査報告書。

総務厚生常任委員会と産業文教常任委員会は、合同により、次のとおり所管事務調査を実施したので報告いたします。

記。

1、調査期間。

平成27年10月19日、月曜日。

2、調査場所。

ア、道道静内・中札内線道路及び上流地域。

イ、札内川ダム下流広場、札内川園地滝見橋。

ウ、桜六花公園。

エ、上札内消防会館。

オ、きらきら保育園。

カ、中学校大規模改修。

キ、村民体育館。

ク、旧保育所。

3、調査参加者。

総務厚生・産業文教常任委員会委員8人、事務局2人。

説明員、総務課・産業課・施設課・教育委員会職員。

4、調査目的と調査結果。

ア、道道静内・中札内線道路及び上流地域。

帯広建設管理部管理担当者より、近年発生した雪崩は8カ所で、雪崩規模の大きい全層雪崩には抜本的対策は取れていない状況で、防護柵設置等の施工により表層雪崩のみの対策を実施していると説明を受けた後、上流地域の管理、災害現場の復旧状況を調査しまし

た。

札内川上流は、1市6町村の水源であり、水資源保全の適切な維持管理を継続する使命があります。

また、紅葉の美しさなど観光地としての発信も必要と考えます。

イ、札内川ダム下流広場・札内川園地滝見橋。

ダム下流広場から繋がるダム管理用道路は、雄大な自然を感じながら札内川ダムを見学できる道路です。長期間に亘って通行止めとなっていることから早期開通を要望します。

ひょうたん池は、水が塞き止められ、藻が発生している状況にありました。環境、衛生面から対策が必要と考えます。

札内川園地滝見橋は、土台の浸食被害と滝見橋の腐食は観光客の安全が確保出来ない状況で撤去が妥当であると思われませんが、ピョウタンの滝は、マイナスイオン効果など札内川園地の魅力の発信地であることから、景観に配慮し新たな見学場所の検討が必要と考えます。

ウ、桜六花公園。

駐車場整備、展望台設置の進捗状況を確認しました。今後、公園一帯の見事な桜の開花や展望台からの眺めなどが、新たな観光の名所として期待されることから、積極的なPRと枯木の伐採、補植など適切な維持管理を求めます。

エ、上札内消防会館。

消防会館建設は、ほぼ完成し駐車場整備が進められている現状を確認しました。地域防災拠点としてのさらなる活用を期待します。

オ、きらきら保育園。

保育目標を定め充実した施設の活用状況、今後の園児の増加対策の必要性など園長からの説明を受け、緑化屋根の安全対策の確認を行い、施設見学を実施しました。園児が午睡の時間でありましたが、その環境は最適であると感じました。今後も地域の要望に応えた充実した保育事業を期待します。

カ、中学校大規模改修。

機能改善、長寿命化の目的で3年間に亘った大規模改修事業がほぼ完成した現状を確認しました。多目的スペースと繋がった開放的な図書館が特徴と感じました。学習環境が整備されたことで生徒達の活発な活動と学習の充実を期待します。

キ、村民体育館。

耐震改修に伴い、屋根の葺き替え、トイレの洋式化、重油タンク入れ替え、アスベストの一部除去などの改修内容の説明を受け、現状を調査しました。2階アリーナ床の改善要望等があり、利用者の安全確保、利便性向上の点に配慮した改修が必要と考えます。

ク、旧保育所。

平成29年度に撤去が予定されている旧保育所を調査しました。撤去後の跡地利用について検討を求めます。

また、まちなかの施設であることから、建物、グランド周辺の草刈りなど環境に配慮した管理に努めることを望みます。

○議長（高橋和雄君） 次に、総務厚生常任委員会所管事務調査について。

続けて、男澤総務厚生常任委員会委員長お願いいたします。

（男澤秋子総務厚生常任委員会委員長登壇）

○総務厚生常任委員会委員長（男澤秋子君） 総務厚生常任委員会所管事務調査報告。

総務厚生常任委員会は、次のとおり所管事務調査を実施したので報告いたします。
記。

1、調査日時。

平成27年11月6日、金曜日。

2、調査場所。

士幌町社会福祉法人士幌愛風会。

軽費ケアハウスしほろ愛風苑。

足寄町高齢者複合施設、むすびれっじ。

3、調査の目的。

高齢者交流拠点施設の設置及び運営について。

4、調査参加者。

総務厚生常任委員5名、議会事務局2名、計7名。

5、調査結果。

士幌町軽費ケアハウスしほろ愛風苑。

昭和47年飯島房芳町長が、母体から楽土までと提唱し、町民の全生涯を通じて、幸せに満ちた平和な愛の町を建設しますと宣言され、当時の中学校、高等学校を移転して、その跡地一帯、9万9,000平方メートルを福祉の村と位置づけ、保健医療福祉の中核地域として関連施設を整備しています。

軽費ケアハウスしほろ愛風苑は、社会福祉法人士幌愛風会が平成4年に入所定員30名で開所し、平成9年に増設工事を行い現在の入所定員50名となっています。

入所基準は60歳以上、夫婦の場合、どちらかが60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下などが認められ、また高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者となっておりますが、自分で身の回り及び自炊ができる人も入所させているとのこと。

平成27年4月の入所人員は48名で、入所者のうち介護保険サービスを利用している入所者は27名となっており、内訳は要支援1が4名、要支援2が7名、要介護1が12名、要介護2が4名となっています。

施設の特徴として、栄養士の献立による高齢者に適した食事の提供や温泉を利用した男女別の浴室のほか、1、2階にそれぞれ家族風呂が整備されておりました。

また、緊急時の対応は、24時間の当直体制で各居室、トイレ、浴室に緊急通報装置、ナースコールが設備されており、入所者は老後生活での不安感を解消したことで安心して入居しているとのこと。

社会福祉法人士幌愛風会は、軽費ケアハウスしほろ愛風苑のほか、介護保険事業、障害福祉サービス事業を一体となって事業運営をしております。

足寄町高齢者等複合施設、むすびれっじ。

この複合施設むすびれっじは、地域包括ケアシステム、厚労省のもと、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供されることを目標として運営されている複合施設です。

足寄町社会福祉協議会が指定管理者となり、公設民営で、平成24年から整備され平成27年4月に全面オープンした新しいシステムの高齢者等複合施設です。

これらの立ち上げには、町長の公約と足寄町国保病院長の住民に求められる病院としての在り方と大きな願いと思ひにて実現したとのこと、そこには帯広市から遠距離のため、

医療と介護の連携の問題もあり地域事情が加わったものと思われます。

むすびれっじは、小規模多機能型居宅介護施設、地域交流施設、認知症高齢者グループホーム、生活支援長屋で構成されており、病院を退院後は、小規模多機能型居宅介護施設を利用しながら自宅で暮らし、生活支援長屋を在宅へのワンクッションとして一時的な滞在や、自宅からのリハビリ通院が大変な人、農繁期など家族が忙しい時に1人で暮らせるか不安を感じている人が一時的に滞在することができ、不安の解消に期待ができます。

また、地域交流施設は一般の村民も利用できる世代間交流の場となっています。

公的制度だけではカバーできない事情に対して個々のニーズを柔軟に対応する施設となっており、この機能を充実するためには、町の福祉課の総合支援相談室、ソーシャルワークセンターの先制的訪問相談体制の充実が機能していました。

まとめ。

中札内村の高齢者福祉事業においても、今後の超高齢化社会における、4 0 0 0人の村民の確保、定住のために住み慣れた地域での自分らしい暮らしを最後まで続けられるよう、対応を考えなければならない点を数多く学ぶ調査となりました。

○議長（高橋和雄君） 次に、産業文教常任委員会所管事務調査について、北嶋産業文教常任委員会委員長、お願いをいたします。

（北嶋信昭産業文教常任委員会委員長登壇）

○産業文教常任委員会委員長（北嶋信昭君） 産業文教常任委員会所管事務調査報告書。

産業文教常任委員会は、次のとおり所管事務調査を実施したので報告いたします。
記。

1、調査日時。

平成27年10月6日、火曜日から、7日、水曜日の2日間。

2、調査場所。

後志管内赤井川村及びニセコ町。

3、調査参加者。

産業常任委員5名、行政職員1名、産業課、議会事務局2名、計8名。

4、調査の目的。

観光拠点施設、道の駅を中心とする観光振興について。

5、調査結果。

赤井川村。

赤井川村は、小樽市と倶知安町の間に位置し、札幌市とも隣接する山に囲まれた、人口約1,130人と道内で3番目に小さな村である。

基幹産業は、米や各種野菜、根菜類を栽培する農業と、道内有数の豪雪地という気候条件を生かした観光で、キロロリゾートを中心とするウインタースポーツなどの観光誘致を図っている。日本で最も美しい村連合にも加盟している。

同村の観光拠点となる道の駅あかいは、村の情報発信と産業振興を図ること、さらに防災拠点を兼ねた施設として今年3月に開設され、翌月4月に道の駅認定を受け道内で115番目の道の駅となる。

レストランと物販を兼ねた本館、464平方メートルと農産物直売所、60平方メートルの2施設で構成し、大型車10台、普通車57台、身障者用3台の駐車場、4,313平方メートルとドッグランも設置されている。

シーニックバイウェイ、支笏洞爺ニセコルートに指定される国道393号と道道余市赤

井川線の交点にある地の利を活かし、同村にしかない美味しい食や魅力ある特産品の販促活動を通じて、地域の産業基盤の自立と地域活性化の推進を目指している。

道の駅ができたことにより、それまで事業者や農業者が個々に行っていた販売活動が集約化されて新たな地域特産品が生まれたり、雇用が創出されたりと地域経済の強化が図られている。

また、観光振興策として、同じ後志管内の神恵内村との道の駅を含めた観光連携事業を展開している。

この事業は、小さな農村と漁村の連携により、もの、ひとの交流から周辺都市部への地域PRを展開し、流動人口の獲得を図るものである。

人口の少なさが道内で3位と2位という過疎をPRし、農村と漁村という特色の違いを生かして観光客の流入を図った結果、新聞報道で取り上げられ、神恵内村を訪れた人の呼び込みにも一定の成果を得ていた。

また、イベントへの相互参加や道の駅での地域特産品の相互販売を実施している。

なお、特産品の相互販売は、旬を提供することとマンネリ化防止のために夏期2カ月の試行としたそうだが、物産の売れ行きは好調で、新たなひとの流入も見られたという。

ニセコ町。

ニセコ町は後志管内のほぼ中央に位置し、国立公園羊蹄山と国定公園ニセコアンヌプリの山岳に囲まれた波状傾斜の多い、人口約4,900人のまちである。

基幹産業は農業と観光で、農業では小規模経営ながら馬鈴薯を中心に野菜や果物など多彩な作物を栽培しており、収益性の向上とクリーン農業の推進、直売組織への支援を通じた振興策を講じている。

観光においては、夏期は登山やカヌー、ラフティング、冬期は良好な雪質と大規模スキー場でのウィンタースポーツが盛んで、多様な泉質を持つ温泉とホテルやペンションなど宿泊施設が数多くあり、オーストラリアを始めとする外国人観光客も多数訪れる国際リゾート地としての地位を確立している。

道の駅ニセコビュープラザを運営するニセコリゾート観光協会は、全国で初めて株式会社化した観光協会で、行政の課題ともいえる平等主義からの脱却により、経営感覚を持った迅速な事業展開を目指している。

道の駅は、主要幹線道路・国道5号と道道岩内洞爺湖線の交差に位置し、羊蹄山やニセコ連邦の山々を眺望できる絶好地にある。

本館である情報プラザ、127平方メートル、農産品等を直売するフリースペース棟、395平方メートル、地元産品を主とした物販をする5区画のショップコーナー、30平方メートル、大型10台、普通車101台、オートバイ10台、身障者用2台を止められる駐車場などで構成されており、平成26年度では約63万人が来場している。

特に、人気なのが最大500種類の農産物を販売する直売所で、60人の会員で構成する法人組織、ニセコビュープラザ直売会が管理運営しており、10年前にNTTと共同開発した独自の商品補充・集荷システム、これだすシステムを活用することで、売れた農産物の種類や数量などをさまざまなメディア、携帯電話、パソコン、ファクスで確認でき、農繁期でも効率的な農産物の搬入が可能となり、来場ピーク時の品切れが少なく、無駄な運搬が減り、来客と出店者の双方のニーズに合致し、売り上げ増につながっている。

平成27年度の売上は約2億7,700万円に上っている。

また、同町の道の駅は、先駆的で優れた取組みの実現に向けて道の駅を支援する国交省

事業、重点道の駅の選定を受けた、国内35カ所、うち道内3カ所。

国際リゾート地における滞在型観光の拠点化に向けた観光コンシェルジュ、通訳ホットラインなどによる情報機能拡充、地域を支える観光と農業の2産業を結びつける場の創出、免税向け地場産品の開発等の取組みが支援項目として挙げられている。

まとめ。

地方創生時代において、自村の生き残りを図る独自戦略は重要である。

しかし、自治体が競争するだけでなく、相互に連携して、ひと、ものの交流を促すことで、行政サービスの効率化や新たな価値の創造につながり、自村の持続的発展の可能性はより高まると期待される。

特に観光における広域連携は、大きな予算を掛けずとも情報発信力の強化や魅力の多様化による集客力のアップを期待でき、有効な取組みと言える。

赤井川村では道の駅整備の際、住民から公園化を求める声もあったが、施設が雑多なイメージとなるのを避けるため、あえて広々とした芝生と水を生かした施設を設けるに止めた。都市部の来場者からは、のびのびと走り回れるシンプルさを評価する声が多かったという。

本村においても遊具設置ニーズは少なくないが、観光広域連携の視点を持って熟慮すべき課題といえよう。

遊水的施設については、十勝の水瓶を擁する本村の良質な水資源のPRにもつながることから、論議の俎上に載せるべきと考える。

また、ニセコ町では開設から18年が経過し、施設の老朽化と駐車場の狭隘化が課題となっている。

しかし、道の駅の人気は非常に高く、行楽最盛期を過ぎた平日の視察であったにも関わらず、駐車場はほぼ満車状態で、直売所は大変なにぎわいを見せており、年間入込客数は本村より少ないにも関わらず、直売所の収益の高さが印象的である。

大規模経営である本村とは、農業形態が違うため一概に比較はできないが、観光協会の株式会社化、直売組織の法人化など、住民参加を重視するまちづくりの先進地らしい手法は大いに参考とすべきものである。

本村の道の駅は十勝一の集客力を誇る観光施設ではあり、本村発展の重要戦略資源であるが、それだけに現状に胡座をかくことなく常に魅力向上を図る必要がある。

厳しい財政事情の中で、小リスクかつスピーディーに取り組める道の駅を含めた観光の広域連携は、高規格道路の延伸等で移動高速化が進む中、自村の魅力の発信拠点を増やして潜在顧客の発掘につながると想定され、検討価値があると考えられる。

○議長（高橋和雄君） これで委員会の報告を終わります。

◎日程第5 中札内プール移転改築等調査特別委員会報告

○議長（高橋和雄君） 日程第5、中札内プール移転改築等調査特別委員会報告の報告を求めます。

中井委員長、お願いします。

（中井康雄中札内プール移転改築等調査特別委員会委員長登壇）

○中札内プール移転改築等調査特別委員会委員長（中井康雄君） 委員会調査報告書。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を次のとおり、会議規則77条の

規定により報告します。

記。

1、付議事件。

中札内プール移転改築等について。

2、調査実施期日。

6月12日、7月1日、7月14日、8月25日、11月13日。

3、調査の結果。

本委員会は、平成27年6月12日に設置され、9月定例会において、それまでの調査、審議内容を中間報告し、その後引き続き村理事者をはじめ関係職員に建設予算及び建築設計の詳細なる説明を求めながら調査した。

今回の移転改築にあたっては、中札内、上札内プールの老朽化に伴い二つのプールを統合し、きらきら保育園南側村有地を建設場所としている。

建設概要は、敷地面積約6,200平方メートルで建築面積1,100平方メートル、延床面積が997.35平方メートルの鉄筋コンクリート造、地上1階建となっている。

プールの規格は、長さ25メートルで最水深1.25メートルの6コース、FRP構造オーバーフロー方式で、スロープの設置など歩行に不安のある利用者への配慮がされている。

また、幼児用プール、採暖用ジャグジーは別に設置されている。

その他の設備については、更衣室にそれぞれ40個のロッカーや多目的トイレの設置、小さなスペースを活用した監視室の有効利用やホールからプール内の様子が見学できるギャラリーを設けるなど工夫を凝らした設計となっている。

今後、実施設計が終了した際には、具体的な改築内容及び建設事業費等の詳細について、随時、村民や議会に対して説明を求める。

今回説明された基本計画は、本特別委員会の調査内容等が幅広く考慮されており、中札内村の人口規模に合った計画内容であると思われる。

統合により幅広い利用が考えられることから、効率的な利用計画等を十分に検討し、安全で安心な運営体制が必要である。

また、周辺環境と景観に配慮した、中札内スタイルの検討など、移転改築が適切に実施されることを期待する。

○議長（高橋和雄君） 報告が終わりました。

本委員会は、議長を除く全員で構成されておりますので、質疑を省略し、これをもって報告済みといたします。

◎日程第6 行政執行状況報告

○議長（高橋和雄君） 日程第6、行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許します。

はじめに、田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 定例会の開会に当たり、9月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷を持って配布させていただいてお

りますので、ご覧いただきたいと存じます。

はじめに、総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、非核平和宣言20周年事業は村内児童による平和な暮らしを描く絵画展を10月5日から19日まで文化創造センターで行い、子どもたちが日常生活で感じた心の平和の絵を多くの村民にご覧いただきました。

併せて、8月に広島で開催された平和祈念式典に参加した中札内中学校3年生2名の報告や写真なども紹介いたしました。

また、平和を願う絵本の読み聞かせを10月17日に行い、絵本の読み聞かせと、戦争体験した興農区、岡田豊さんの体験談を聞く会を行っております。

職員研修は、期待される自治体職員の姿、職員に求められる資質など職員の育成のため、人材養成フォローアップ講座を9月から3回開催し、人材の自己成長を図っております。

次に、老朽化に伴い新しく建設した上札内消防会館の落成式を11月14日に行い、新設の完成を祝いました。

地方教育行政法に基づく総合教育会議については、教育委員会に事務委任し、教育大綱の策定を進めています。

次に、企画財政グループについてですが、平成28年度の予算編成方針であります、職員の説明会を10月28日に開催し、編成方針の基本的な考え方を示したところであります。

平成28年度地方財政の見通しについてですが、概算要求における一般財源総額は、実質的に今年度と同水準としていますが、普通交付税の出口ベースでは、今年度比、2.0%減の16兆4億円と減額となり、更に財務省は別枠加算の全廃を主張しており、厳しい状況になると懸念しています。

また、地方創生に向けては、地域経済好循環推進プロジェクトなどのローカル・アベノミクスの取り組みを加速化させ、地域経済の好循環の拡大を推進するとともに、まち・ひと・しごと創生事業費を計上することとしていますが、大幅な地方財源措置は見込めない状況にあり、国の動向に十分留意する必要があります。

地方版総合戦略の策定については、原案を固め、12月7日に開催される有識者を含めた総合行政推進委員会に置いて意見をいただくとともに、村おこし懇談会を開催し住民説明を行ってまいります。

総合戦略原案では、第6期まちづくり計画との整合性を図り、子どもを産み、育てやすい村づくりの推進、住んでみたい、住んでよかったと思える移住定住の推進、地域産業の創出と雇用の拡大、活力あふれる個性豊かな村づくりの推進の四つを基本目標に据えて、本村の委個性を活かした地域振興の施策を盛り込んでまいります。

また、人口ビジョン原案では、2060年の人口を2,735人とし、国立社会保険人口問題研究所の推計より396人減少を抑制するとしております。

村内の新たな公共交通ネットワークについては、無料運行のコミュニティバスとして、現行の福祉バス路線及び上札内間の乗り合いバスを包含した運行を目指し、運行ルート及び時間などについては関係住民との意見交換会などにより、広く意見を聞いた中で決定してまいります。

購入する車両については、導入まで一定期間を要するため、購入費用を今回の補正予算に計上しております。

景観まちづくり委員会は、中札内小学校6年生を対象に景観学習を10月14日に行い、

自分たちの住んでいる村の景観について関心を持ってもらう取り組みを行いました。

次に、友好都市埼玉県川越市との交流事業であります。11月7日、8日に開催された産業フェスタに東京中札内村ふるさと会会員の皆様にご協力をいただきながら、JA中札内村、十勝野フロマージュ、ベジハートとともに物産販売や村のPRを行うとともに、姉妹都市交流委員会との交流を深めてまいりました。

ふるさと会の活動では、札幌中札内村ふるさと会が10月3日に札幌すみれホテルで開催され、関係団体代表の皆様とともに出席し、村の現状報告や情報交換などを行いながら交流を行ってまいりました。

また、東京中札内村ふるさと会総会は明日、12月5日都内で開催され、関係団体代表の皆様とともに出席してまいります。

村おこし懇談会は、地方版総合戦略案の説明、マイナンバー制度、コミュニティバスの運行などについて地域との意見交換を行うことを目的に、4回開催いたしました。12月以降も村から話題提供し、農村地区などを対象に開催してまいります。

次に、男女共同参画の推進についてですが、来年度からスタートする第2次中札内村男女共同参画推進計画の策定に向け委員会を開催し、計画の基本目標や基本方向などについて審議いただいております。

また、啓発事業で実施している男女共同参画に関する川柳の表彰式を10月28に行い、12月8日には千歳市でファームレストランを併設して活躍されている女性農業者を講師に迎えた講演会を開催いたします。

海外からの芸術家を招き、滞在中の活動を一定期間支援するアーティスト・イン・レジデンスは、9月27日から10月4日まで招聘作家の作品展示を行い、銀箔を貼り付けた作品は豆資料館とカントリープラザ西側の林に展示いたしました。

また、ものづくりの楽しさを体験してもらおうと、中札内小学校2年生とのワークショップなどにより村民との交流を深めております。

ふるさと納税についてですが、11月末現在で171件364万9,000円の申し込みを受けております。昨年同時期に比べますと、件数で約3倍、100件の増。金額で約100万円の増となっております。

次に、管内19市町村が協定を結んでいる十勝定住自立圏では、来年度からの第2期共生ビジョンの作成を進めており、住民組織の共生ビジョン懇話会及びパブリックコメントなどで意見集約を経て、来年3月には新規項目の追加などにより協定変更の議案を提出させていただきます。予定であります。

企業関係では、ホームセンター、ホームマックニコットが国道236号線と道道清水大樹線が交差する村有地に出店することが決まり、村有地の賃貸借契約を締結しております。敷地面積は約3,300平方メートル、店舗面積は約1,100平方メートルで、来年5月頃オープンする予定です。

次に住民課所管事項について申し上げます。住民グループについてですが、10月30日より始まったマイナンバー通知カードの送付ですが、11月20日現在、不在等により7日間の郵便局における保管期間を超過し返送されたものが242通で、そのうち、17日までに役場窓口で交付したものが112通となっており、全体の交付率は92.9%となっております。

また、返送された方の通知カードについては随時文書等で受け取りを依頼しており、早期に交付するよう今後も取り進めてまいります。

ドクターヘリの十勝圏域の本格運行は、11月20日より開始されており、本村においては、私立釧路総合病院を基地病院とする道東ドクターヘリに対し出動要請を行うこととなります。なお、負担金については、北海道と基地病院との間で再調整が行われておりましたが、最終的な負担額が確定し、今回の補正予算に計上しております。

有害鳥獣駆除関係では、10月末現在の捕獲・駆除状況は、エゾシカが193頭、ヒグマ1頭、キツネ227頭、カラス582羽、ドバト729羽となっており、駆除にあたられた猟友会の会員の皆様のご協力に感謝申し上げます。

労働対策では、12月1日から冬季の雇用対策事業を実施しており、保安林の枝打ちや支障木処理などの作業に従事していただいております。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。福祉グループについてですが、国の地方創生事業を活用した高齢者生活支援商品券発行事業は、9月末で受付を完了し、594世帯に対して商品券を発行しております。

翌年1月末の使用期限までに商品券を使用いただくよう、対象世帯向けの周知を早期に行ってまいります。

消費税引き上げに伴う、低所得世帯や子育て世帯への影響緩和を目的とした、臨時福祉給付金と、子育て世帯臨時特例給付金は、9月1日から翌年2月末までの期間で随時受付を行っています。

これまでの処理状況は、臨時福祉給付金が想定対象者698人に対して488人、69.9%。金額で292万8,000円を給付しています。子育て世帯臨時特例給付金は、想定対象者508人に対して359人、70.7%。金額にして107万7,000円の給付となっています。

次に保険グループについてですが、インフルエンザの流行が予想されることから、乳幼児から中学校3年生535人、65歳以上の高齢者1,113人への個別の案内を送付し、予防接種を呼びかけております。

今シーズンのインフルエンザワクチンは、対応ウイルスの追加から接種単価が上昇していますが、自己負担額は従前の1,000円に据え置くことで、10月26日より接種を開始しています。

また、児童・生徒が放課後に摂取しやすくするため、12月25日までの期間は中札内村診療所と調整し、受付時間を午後4時30分まで延長しております。今後更に周知を図り、より多くの方に受けていただき、発病と重症化の防止に努めてまいります。

国保特定健診について、対がん協会、帯広厚生病院、中札内村診療所に協力をいただき、健診を実施しており、これまでの未受診者に対し積極的な受診勧奨を行っていますが、現在のところ、昨年より13名減の356人が受診予定となっています。

また、健診後の保健指導についても順次、該当者に対して実施しています。

保健師と管理栄養士が行政区への直接出向いて行う、げんき講座宅配便は、行政区長会議において周知させていただいた結果、これまで4行政区から依頼を受けており、2行政区に対して村民の健康状況や生活習慣改善による疾病予防などをテーマに開催しております。

次に、産業課所管事故について申し上げます。

本年の農業生産の状況ですが、農産にあっては干ばつの影響が危惧されましたが、その後の天候回復により平年より早い生育となりました。小麦の収量は過去最高を記録し品質も良好で、大豊作となりました。馬鈴薯は若干前年を下回る見込みですが、豆類、ビート

は平年並み以上の収量があり、堅調な出来秋となりました。

畜産にあつては、飼料価格は春先に比べると下がり傾向ですが、経営への影響は大きい状況にあります。しかしながら、畜産経営全体では乳価の上昇により生産高は前年を上回る見込みであります。

中札内村農協が取りまとめた暫定生産高は、農産が53億4,700万円、畜産が73億8,800万円、全体で前年より3.8%増加の127億3,600万円の見込みです。

懸命に努力されました生産者の皆様をはじめ、関係機関の方々のご労苦に対しまして、敬意と感謝を申し上げます。

国が協議を進めていましたT P P交渉が10月5日大筋合意に至り、聖域とされていた充用5品目についても3割が対象となるなど、農業をはじめとする多方面への影響が懸念されております。

現在の村の対応としましては、庁内協議会を11月に立ち上げ情報の収集に努めていますが、国のT P P関連政策大綱が11月25日に公表されたことから、更に情報収集に努め農業団体等と連携して、本村における対応を検討してまいります。

また、11月7日にT P P地方キャラバン意見交換会が本村を会場に開催され、各農協組合長、農業者などから今後の対応に対する要望を国会議員及び農水省に対して求めたところであります。

食育・地産地消関係では、中札内産食材の消費拡大と食の推進パートナー登録制度の普及を目指した、粋匠品・食の応援団スタンプラリーは総勢553名から応募があり、抽選により村の特産品などを発送しております。

大規模草刈育成牧場は10月26日に一斉退牧を行い、638頭が冬季舎飼に移行しました。

林業関係では、村有林整備事業として間伐20.56ヘクタールと地拵え5.36ヘクタールの発注を行っています。

観光関係では、今年度で3回目となります。札幌発着日帰りバスツアーを8月と9月で計4回行いました。道の駅、美術村、十勝野フロマージュ、J Aなかさつない枝豆工場と枝豆圃場、岡本農園を見学していただき、生産者からの説明や試食を行う内容で、いずれも40人の定員を上回る応募があり、札幌圏の消費者が村の農産物や加工品を味わっていただきました。

札内川園地は前年より1か月遅れのオープンとなり、前年を下回る約1万4,600人の入り込みとなり、11月3日までの営業を終えております。

一昨年からはじめたレンタサイクル、山のりは80台の貸し出しがあり、札内川ダムあるいは園地内を探索いただきました。

道の駅なかさつないの入り込み状況は、10月末現在70万2,000人で、前年比1万3,000人、1.9%の増加、総売上額は2億200万円で、前年同期比1,400万円、7.2%の増加となっております。

また、今年度実施しました道の駅リニューアル10周年記念事業のありがとうプレゼントキャンペーンでの抽選回数は、9月2,252回、10月4,174回で実施機関の合計は1万1,665回と好評をいただきました。その他事業につきましても多くの参加をいただき、リニューアル10周年記念事業を終了することができました。

道の駅で貸出をしております、レンタサイクルのピーチャリの貸出状況は、これまでの最多となる282台の利用があり、うち3分の2以上が道外の方の利用となっております。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

主な工事の状況ですが、道路管理では、元大正・共栄34号道路改修工事、中島新橋橋梁補修工事を終えているほか、株式会社ホームックニコット出店に伴う隣接地の道路工事も終え、道路認定について本議会に議案として提案しております。

建築工事では、中札内中学校大規模改修工事は、2か年度に亘る増築・改修工事は完了し、全面供用開始となったほか、村営住宅改修工事では、泉団地・上札内東団地の改修工事を完了しております。

また、桜六花公園展望台についても設置工事を終え、来年度からの供用開始に備えております。

定住対策事業では、移住促進奨励金1件と中札内スタイル住宅建設奨励金2件を交付しております。

村営住宅入居関係では、第2回目の公募で3件、随時入居団地で2件の入居を決定しております。

本年度の除雪対象路線等は、村道延長で159キロメートル、歩道延長で21キロメートル駐車場等の公共施設では47カ所を行ってまいります。

11月20日には、除雪に携わる共同企業体運営委員会の主催による安全研修会が開催され、交通安全や労働安全対策の励行に係る研修が行われ、準備に努めていただきました。

水道関係では、今年度の水道メーター取替え工事、配水本管量水器取替えなどの工事が完了しているほか、浄水場濾過池の濾過砂洗浄などの機能維持に係るメンテナンスを終えております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、上松教育長ですが、暫時休憩をして、その後をお願いいたします。

15分から開催させてください。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（高橋和雄君） それでは、皆さん揃いましたので、引き続き会議を開きたいと思っております。

行政執行状況報告を続けさせていただきます。

上松教育長、お願いします。

（上松丈夫教育長登壇）

○教育長（上松丈夫君） 定例会の開会にあたり、9月村議会定例会以降の執行状況についてご報告申し上げます。

はじめに、中札内村総合教育会議が設置され、事務委任を受けて10月に2回の会議を開催し、中札内村教育大綱を定めるための審議を行いました。12月2日にパブリックコメントを終え、間もなく策定いたします。

学校教育関係では、10月28日に中札内村学校教育振興会主催による学校教育研究大会が開催され、会場校である中札内中学校で、学習指導案に基づく公開授業や、研究概要の説明の後、三つの各分科会での研究協議で活発な意見交換などが行われました。

本村教職員がこれまで取り進めてきた教育実践の一端の発信と、参加者からの貴重な意見や助言を受けるなど、基礎的・基本的な学力の向上を図る授業の創造のための意義ある研修となっております。

中札内中学校大規模改修事業は、10月30日に本年度の工事が完了し、11月12日に完了検査を行い、供用を開始しております。

学校給食事業では、児童・生徒に地元で生産、製造されている安全・安心な食材に対する理解と愛着をより一層深めてもらおうと、11月20日に本村で作られた食材を使用した、ふるさと味覚給食を実施しました。

社会教育では、北海道教育の日第8回制定記念イベントが10月30日に札幌市で開催され、主となる実践発表では、私から中札内村共育の日の取組みを紹介してまいりました。

文化事業では、11月3日に第60回村民文化祭が行われ、中札内オンステージでは子供から大人まで舞台発表をされました。

今回は、60回記念特別ゲストとして、石見神楽保存会による神楽の上演がありました。

式典では、文化振興に貢献された方に対し文化賞等の表彰を行い、中札内村文化賞3名、文化奨励賞1名に授与いたしました。

作品展示事業では、村民の皆さまの広いジャンルの作品が多数出品されました。

また、文化月間事業では、後援事業を含め8事業が実施されております。

今回も企画から開催まで、多くの村民の皆さまの参加、協力を得て開催することができました。

交流事業関係では、川越市児童の移動絵画展を10月31日から実施しています。

また、川越市訪問交流事業は、1月7日から10日までの3泊4日で、中学1年生8人を派遣決定しています。

青少年国際交流派遣研修事業は、オーストラリア・モルヤ・ハイスクールに、3月17日から29日までの期間で、中学2年生6名を派遣決定しております。

図書館事業では、10月8日に、絵本作家サトシンさんの絵本・アンド・おてて絵本のしくよみまショーを開催しました。

体育関係事業では、村民スポーツ大会は、9月6日に北見市留辺蘂町の武華山で19人が参加して村民登山会を開催しました。

10月12日には、札内川総合運動公園で85人が参加して、ファミリーマラソン大会を開催しております。

中札内交流の杜では、10月25日に総合型地域スポーツクラブ、ピータンスポーツクラブの主催で、交流の杜まつり2015が開催されました。

会員や一般村民を含め、子どもから高齢者まで約60人が参加して、体力測定やフロアカーリングの用具を使ったゲーム、ズンバなど、スポーツに親しみ、健康に対する関心を高めるイベントとして参加者の拡大を期待しているところではありますが、クラブ会員の参加率は低く、課題であると考えているところであります。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで行政執行状況の報告は終わりました。

◎日程第7 報告第7号 平成26年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について

○議長（高橋和雄君） 日程第7、報告第7号、平成26年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、報告書の提出がありました。

提出者からの説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価についてご報告申し上げます。

平成26年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検・評価を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により行いましたので、別冊のとおり提出し、ご報告申し上げます。

なお、別冊は教育委員会議の議案として承認決定されたものであります。

詳細については、教育次長より説明を申し上げますので、内容をご覧ください、今後の教育行政の執行にあたり、ご助言をお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（高橋和雄君） それでは、補足説明を高桑教育次長、お願いいたします。

○教育委員会次長（高桑浩君） 補足説明を申し上げます。

教育委員会では、効率的な教育行政の推進に資するとともに、村民への説明責任を果たすため、教育委員会の事務の管理執行状況について点検・評価を行い、報告書を作成しました。

今回、別添黒ナンバー6の報告書を地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、中札内村議会に報告するものでございます。

教育委員会では、点検・評価の実施を通じて、施策効果の検証と改善を図りながら、教育施策の着実な推進に努めてまいりますので、報告書の内容をご覧ください、ご助言をいただければと考えております。

なお、点検及び評価を行うにあたりまして、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るとされていることから、知本正幸氏から指導助言をいただいておりますことを申し添え、補足説明とさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

この報告書については、報告済みといたします。

◎日程第8 議案第63号 中札内村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 次に、日程第8、議案第63号、中札内村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に基

づき、平成28年1月から個人番号の本格的な利用が開始されることに伴い、村内の各執行機関において個人番号を利用する事務の内容を定めた条例を制定するものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定下さいませようようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を阿部総務課長お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

まず、条例制定の背景、目的についてご説明いたします。

黒ナンバー5番、議案の5ページをお開きください。

条例制定の背景、目的ですけれども、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が10月5日に施行され、住民票を有するすべての方に番号が附番されました。

個人番号を利用することで、国、道、市町村の機関が保有する個人の情報を正確に連携させることができるようになります。また、連携を行うことで、福祉・保健もしくは医療、その他の社会保障、地方税または防災に関することの申請時に、必要な所得証明書等の添付書類を削減し、村民の利便性を高め、行政事務を効率化することが可能となります。

法律では、国、道や他の市町村と中札内村との情報連携は、法に定められた事務において、情報の提供ネットワークシステムを介して行うことができます。

しかし、法に定められていない独自の行政サービスを実施している事務において、個人番号を利用する場合や、同一庁内の部署間で個人番号の利用を行う場合は、条例を定めなければできません。このようなことから、村民の利便性の向上と効率化を図るために、本条例を制定しようとするものです。

それでは、条例の概要について説明します。

第1条、主旨についてです。この条例では、法第9条第2項に基づく個人番号の利用について必要な事項を定めるものとします。

法第9条第2項というのは、地方公共団体が福祉・保健もしくは医療、その他の社会保障、地方税または防災に関して利用する場合のことを言います。

第2条、定義では、この条例に出てくる用語の説明を定めております。第2号の特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報であります。第4号の情報提供ネットワークシステムは、行政機関の長、特に北海道等との情報通信の部分になります。

第3条、村の責務においては、個人番号の利用に関し、村としての責務を規定しております。

第4条の第1項では、番号法第9条第2項に基づき、村の執行機関が行う個人番号利用事務について規定しております。第2項では、番号法の別表第2に定められた事務について、庁内連携することができる旨を規定しております。

第5条は、委任になります。この条例の施行に関し、必要な事項を規則委任する規定でございます。

附則、施行日ですが、法における個人番号の利用開始の平成28年1月1日としております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明が終わりました。

議案第63号に対する質疑を行います。

質疑を出してください。

よろしいですか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、今説明を聞いていて、ちょっと1点だけ申し上げたいのですが、かなり範囲が広くて、これからいろんなことが想定されるのかなというふうに思うのですが。

今の説明では、各町村独自の施策を展開する場合に各課間というのかな、そんなものを利用して、その施策にも利用したいための条例だという説明があったのですが、今どんなものが想定されるのか。

もしあれば、そんなことを教えていただければわかりやすいのかなというふうに思いますので、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 一般的にわかりやすい情報提供といたしましては、児童手当の支給に対して税情報を利用する。

そのほか、保育料の決定にあたって、所得情報の提供を受ける。そのようなことが一般的かなと思います。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） そうしますと、今までは個人の税については、本人の同意がなければ同じ役所の中でも見られないというこんな法律がありますよね。

それについて、このマイナンバー制度においては、利用すれば、その人の承諾なく全職員というのかな、それが必要なときに見ることができるという理解の仕方によろしいのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 情報を見られる事務は限られておりまして、社会保障、税、防災関係、そういう事務に限られております。

そして、議員おっしゃった通り、これまでは同意書をもらっていましたが、この条例を制定することによってそれが省かれて、行政の効率化になりますし、住民にとっても手間が一つ省けるような形になってくるようになってきます。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） そうしますと、先ほどのカードの交付率92%と言ったかな。

そんなことでカードを出していない人も今後想定されるのですが、その人については、そんなことではなくて、今まで通り同意書をもらわないと税の把握はできないと、こういう解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 番号カードを取得するとはまるっきり別物でして、番号カードは本人が取得すると、例えば、平成29年度からになるのですが、確定申告の際に利用できるようになる。

そして、来年の1月からは、国保や何かの申請のときに記載するようになって、身分証明を提示するときにはそのカード1枚だけでオーケーになるということで、カードとはまるっきり別物になります。

今回の条例制定につきましては、村のほうでこのような条例を制定すると、同一機関内において情報を利用することができるということになりますので、カードとは別と考えていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） そのほか、質疑はございませんか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） この条例とちょっと関係ないのかもしれませんが。

それぞれの家庭にマイナンバー通知カードが届きまして、その中で、その番号を使ってそれぞれ個人がマイナンバーカードをつくるわけなのですけども。それは個人の自由であって、それをつくるとつくるまいはそれぞれの人の考え方でやっていくと思うのですけれども。そこで、このカードの有効期限というのはいつまであるのか。

そして、有効期限が切れたときにはまた再発行も自由なのか。そういうことがまだちょっとわからない部分であって、やっぱりマイナンバーを知らされたときには、違いますか、わかりました。

そういうことで、ちょっと私は通知を受けたときに、このカードが発行しなければならないということではないなということでは感じたのですが、これが、有効期限があるのかなということを感じたものですから。

○議長（高橋和雄君） ちょっと条例の質疑には合いませんが、もし答えられるのだったら答えていただきたいと思うのですけれども。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 議員おっしゃった通り、カードをつくるのは本人の自由でございます。

そして、期限ですけれども、20歳以上の方は10年、20歳未満の方は5年となっています。これは、容姿等の変化が激しいから、20歳未満の方は5年となっています。

そして、以降につきましては、期限が10年後について、またつくるつくりたいは、またその本人の自由になります。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ご質疑はありますか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） ないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、議案第63号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第63号、中札内村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第64号 中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 次に、日程第9、議案第64号、中札内村税条例等の一部を改正

する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、地方税における徴収等の猶予制度の見直し及び、たばこ税における特例税率の廃止など、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴う改正と。さらに、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が9月30日に公布されたことに伴い、6月定例会において議決いただいた税条例の一部改正条例を更に改正する必要があることから、合わせて改正しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります

○議長（高橋和雄君） 補足説明を山崎住民課長、お願いします。

○住民課長（山崎恵司君） それでは、補足して説明をさせていただきます。

黒ナンバー12番、議案関係資料1ページをお開きください。

村税条例等の一部を改正する条例の改正概要により説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴う村税条例の一部改正及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令の交付に伴い、平成27年6月に改正された一部改正条例の一部改正を行おうとするものであります。

まず、第1条改正で、村税条例の一部改正関係ですが、1点目として、村税に係る徴収猶予や換価の猶予など猶予制度の見直しであります。

平成26年度において国税における猶予制度が改正され、平成27年度の地方税法の改正において、これを踏まえた見直しとなったもので、申請による換価の猶予制度や地域の実情などに応じた分割納付の方法等を条例で定める仕組みが導入されたため、条例の改正が必要となったものでございます。

①は、徴収の猶予及び猶予期間の延長関係で、第8条及び第9条の追加に係る部分ですが、災害や病気、事業の廃止等の理由により、徴収の猶予または猶予期間の延長を行う場合における徴収金の納付方法やその申請の手続きに関する規定を追加したものであります。

アの納付納入方法ですが、第8条で、分割して納付する場合には、期間内の各月納付を基本とし、特にやむを得ない事情がある場合については年金支給月など指定する月も可能としております。

なお、地方税法の規定で、猶予できる期間は1年以内。その猶予期間の延長は、当初の猶予期間を含んで2年を超えることができないとされております。

イの申請手続きですが、第9条で、猶予及び猶予期間の延長の申請に関して必要な記載事項や添付書類について規定をしております。

次に、②の職権による換価の猶予関係で、第10条の追加に係る部分です。

換価とは、滞納処分で差し押さえた不動産や動産などを公売等により金銭に換えることなどを言いますが、ここでは滞納処分により財産の換価をすると、生活や事業が継続できなくなる恐れがあるとき、あるいは、換価を猶予する方がただちに換価するより徴収上有利であると認められるときに申請によらず、職権により換価の猶予及び換価の猶予期間の延長をする場合における徴収金の納付方法や提供を求めて書類等に関する規定を追加した

ものであります。

次に、③の申請による換価の猶予関係で、第11条の追加に係る部分です。

基本的には、申請の手続きに関する規定以外は、先ほど②で説明いたしました職権による場合と同様となっております。

次に、資料の2ページ、④の担保の徴収関係で第12条の追加に係る部分ですが、徴収の猶予、職権による換価の猶予、申請による換価の猶予をする場合において、担保の徴収を不要とする基準について、猶予に係る金額が100万円以下、猶予期間が6か月以内の場合と規定しております。

次に2点目として、たばこ税の税率の特例の見直しについてです。

現在、紙巻たばこ三級品については、特例措置として、他のたばこより税額が低く抑えられていますが、今回の改正により、この特例措置を廃止するもので、併せて3年間の経過措置を規定しております。経過措置による税率の動きについては、資料中の表を参考にさせていただきたいと思います。

なお、その表中一番右側の列が本条例で規定するたばこ税の税率となっており、現行、1,000本当たり2,495円が平成31年の経過措置終了時には、他のたばこと同様5,262円となります。

次に、第2条改正です。

村税条例等の一部を改正する条例の一部改正ですが、これは今年の6月定例会において、番号法の施行に伴う地方税法の改正により、税条例の一部改正を行ったところですが、その後、地方税法施行規則等の一部を改正する法律が公布されたことにより、改正条例の一部をさらに改正する必要があることから、改正するものであります。

改正の内容は、6月の改正で、第2条第3号及び第4号の納付書及び納入書の記載事項に、法人番号を記載すると改正したものを削除し、記載しないこととする改正となっております。この削除規定に伴う文言の整理を併せて行っているものであります。

これらのほか、今回の地方税法等法律の改正に伴う条項の繰り上げ、文言の整理を併せて行っております。

次に、3ページの施行日です。

本条例は、平成28年4月1日から施行することとし、第2条改正については、交付の日から施行するとしております。

資料の4ページから22ページに第1条改正、第2条改正の新旧対照表を添付させていただいておりますので、参考にご覧いただきたいと思います。

また、資料の23ページと24ページですが、第2条改正に係る6月改正前、6月の改正後、12月の改正後、この改正経過を表にして載せておりますので参考にさせていただきたいと思います。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明が終わりました。

議案第64号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、私のほうから1、2点質問したいというふうに思いますが、今も説明もありましたけども、国においては消費税も8%、これからまた10%に

なるという議論のほうされておりますし、かなり生活するのも大変な状況と。

だけど、一定の財源を確保するというので、それらの税も負担してもらわなければならないと、こんなことで、国のほうでは、平成26年度に納税者への負担の軽減を図るということで、それなりの税制改正をしたのかな。それを受けて、かなり効果もあるということで、地方税についても同様な見直しを行おうということで改正がされたというふうに思いますけども。

それで、いずれにしても税については、みんなが納めていただくということが基本なのですが。

それで、今の説明にもありましたし、言われていることですが、各地域の実情に応じて条例で定めることができると、こんなことのようにですけども、それを受けて、今も説明ありましたが、例えば、分割納付だとか云々という説明がありましたけれども、本村独自の特徴的な内容が、この別表の中に、かなり分厚い資料ですけども、この中に含まれている内容があるのかどうか。

恐らく、国が示す参考例の通りでないかなというふうにちょっと思っているのですが、今回の地方税法改正では、そんな独自のものがある場合は定められるということですから、その辺がどうなのか。

それと、やはり住民というか、納税者というか、その人たちの理解が必要なのですけども、どのように周知を図っていくのか。

まずその辺をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 今回の改正は先ほど説明させていただいた通り、国税徴収法改正の中で、申請による換価の猶予という項目が、そこに新たに追加された。

もともと徴収の猶予という項目については、もともとこれまでもあったわけで、そこに新たに申請による換価の猶予という項目がこれまでなかったものですから、ということは、職権による換価の猶予はあったけれども、申請に基づくものはなかったという意味なのですが。そのことをもって、地方税法が国税に併せて改正をした。それを受けた形で、村の税条例を改正するという流れになっています。

でありますから、基本的には国税徴収法に基づいた地方税法がありますから、そこを逸脱するような形では、条例でなかなか規定できないというところはあります。

2点あるのですが、1点は毎月という規定の仕方になっています、分割納付の方法を。

ただ、これやむを得ない事情がある場合については、村長が認める範囲内でその月を指定できるというふうにも変えております。

これはなぜかという、例えば、年金受給者の方が分割をしようとするときに、毎月ではちょっと厳しいわけです。年金給付自体が偶数月になっていますので、そういったことを参酌するですとか、あと考えられるのは、ボーナスとかそういったことも当然考えられますし、そういう応用がある程度きけるような形にはしております。

それともう1点は、担保の徴収の基準です。表現としては、担保の徴収を必要としない金額及び期間というふうになっていますが、これを本村の条例の中では100万円以下、6カ月以内というふうに規定しました。

その場合については、担保の徴収を必要としないという形になっています。

ただ、国税徴収法の中では、ここの部分の期間について、3カ月という規定をしているようです。3カ月という規定を参酌しながらも、地域事情としては、農家さんの、例えば

収入が秋口になるだとかそういったことをある程度参酌すると、6カ月間の猶予はあってもいいのではないかという考え方から、今回、これを3カ月から6カ月以内というふうに拡大しているところでございます。

この2点が村の条例の中で、特に特徴的な部分かなというふうに考えています。

それと、周知の方法なのですが、現実、この猶予の方法を広報等で周知することは可能ではありますけれども、決まり自体がかなり難しいということもありますので、実際、税の担当としては納税相談等を行っております。そういった段階で、こういった情報をお渡しすることで、例えば、そのことによって申請することができる。

または、村のほうとしては、職権でこの制度を利用した方がいいだとかそういったことは考えられますので、そういった形での周知方法かなというふうに考えております。

この制度自体を広報等で全村民にお知らせするというのもあるのかもしれませんが、ホームページ上等では税条例の改正関係は載せるようにしていますが、特にこのことを特化した状態で今のところ広報等での周知は考えていませんが、納税相談等で対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） せっかく負担軽減を図るといふか、納税者が納めやすい制度へといふことで、国あるいはまた地方税もそのようにすべきだといふこんなことですから、この中身が細かく出ているように説明し出すと、とても理解しづらいといふかそういうことなので、端的に納税者がわかる字句を使いながらわかりやすく今回、平成28年4月1日からはこういう制度が出てきましたよと。

ぜひ活用してほしいといふことのPRのための村の広報かな、あるいはまた、村のホームページもせっかくあるわけですし、今話しておりましたように、窓口納税相談時には、そういうお話やら、簡単なパンフレットをつくる中で提示することが親切ではないのかなといふふうに思っています、かなり難しいのでは見る気にもならないのですが。

さらに、督促状だとか催促状を出したときに同封の中にそういうちらしなども入れるといふことの周知を図って、納税者の理解を求めていくことが一つのサービスといふか、そういう方法もありますよといふことは、私は必要でないかなといふふうに思いますので、その辺はいかがなものなのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 少し検討はしてみたいといふふうには思います。

ただ、前置きではないのですが、この猶予制度を活用できる方というのは、最初に申し上げました通り、災害等を受けられた方ですとか、事業が停止せざるを得なくなっただとか、その事業をやっているのだけれども、その関連会社が、例えば、破産をしただとか、そういったことで一時的にせよ、お金を工面するのが困難だといふ。変な話、稀なケースだと思います。

単純な生活困窮ですとか、それだけでこの制度を利用できるわけではないということもありますので、その辺の言い回しが全部いいのだといふふうに捉えられるわけにちょっといきませんので、ちょっとその辺は検討はしてみたいといふふうに思います。

督促等を出す場合には、単純に納期限を過ぎて、納めていただけないケースについて督促は必ず発行しておりますので、皆さんにそれを周知するべきものかどうか少し検討してみたいなといふふうに思っているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それらの徴収猶予の要件かな、国の法律で規定されているわけですが、今言われた以外に、それぞれ生計を一にする親族が病気または負傷にかかったということもあるわけですから、当然その世帯については非常に困ったような状態を受ける場合もかなりのケースはないというふうに思うのですが、そういう人たちにも、こういう制度が新設されたので、ぜひ前向きに検討をされるのが住民サービスにつながるのではないかとこのように思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋和雄君） 意見として処理させていただきたいというふうに思います。
そのほか、質疑ございませんか。
よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきます。
次に、議案第64号に対する討論を行います。
討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
議案第64号、中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。
12時になりますので、これで一旦議会を閉じたいと思います。
1時から再開したいと思いますので、よろしく願いをいたします。
暫時休憩をいたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きたいと思えます。

◎日程第10 議案第65号 中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第10、議案第65号、中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、保険料の納付に関して申請を行う際に、これまでの氏名及び住所に加えて、

個人番号の記載が必要となることから、条例の一部に文言を追加するものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、高島福祉課長、お願いします。

○福祉課長（高島啓至君） それでは、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー12番、議案関係資料の25ページをお開きください。

翌年1月1日から実施が予定されておりますマイナンバー制度に伴い、国の行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律が施行されました。

これに伴い、条例の条文中で、氏名及び住所を記載することとされていた中札内村介護保険条例第9条、介護保険料の徴収猶予並びに同条例第10条、介護保険料の減免に関する申請書に申請者となる第1号被保険者及び世帯の生計を主とする者の個人番号を記載する必要が生じるため、氏名、住所及び個人番号とした表記に改める条例の一部改正を行い、国の制度に合わせて、翌年1月1日より施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第65号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきます。

議案第65号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第65号、中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第66号 中札内村豆資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第11、議案第66号、中札内村豆資料館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、平成28年4月1日から指定管理者に施設の管理を行わせることができるよう、条例の一部を改正しようとするものです。

詳細について、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります

○議長（高橋和雄君） 補足説明を成沢産業課長、お願いします。

○産業課長（成沢雄治君） それでは、補足して説明させていただきます。

豆資料館につきましては、現在、道の駅関連施設の中で一つだけ委託管理をしていないことから、今回、道の駅関連施設の指定管理に加え、一体的管理を行うために指定管理者による管理に改正するものです。

指定管理者が行う業務についてですが、施設の管理運営、使用許可、公共施設共通利用券の收受、その他村長が必要と認める業務となっております。

黒ナンバー12番、議案関係資料26ページに新旧対照表を付けておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明が終わりました。

議案第66号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 1点だけちょっと確認しておきたいのですが、村の公の施設の管理ということで、ほとんどが指定管理ということをやっているかというふうに思いますが、この豆資料館もそういうことで、委託から指定管理者による管理をするという提案でございますけれども、これで公の施設全部なのか、まだどこか残っている施設があるのかどうか。

その1点について確認しておきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 今回、豆資料館の指定管理で条例変更いたしますけれども、そのほかに想定される施設等はございます。

例えばですけれども、文化創造センター、これあたりにつきましては、条件が整ってれば、指定管理できる施設でございます。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） そのほかにはないのか、あるのか。

お答えをいただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） そのほかに想定できるのはあるかと思うのですが、例えば、施設を委託しているところですね。保健センターの管理ですとか。そのような施設等の管理につきましては、条件さえ整ってれば指定管理移行できるものと考えております。

○議長（高橋和雄君） そのほか、質疑ございませんか。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 不勉強な質問だったら大変申しわけないのですが、豆資料館はこれまでも観光協会のほうで管理されていたのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） 豆資料館については、現在、村のほうで管理ということになってございます。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） これまでも直営ということで、嘱託職員の方ですか、臨時職員に

なるのですかね。ということで、直営で管理されているのですけれども、今回も観光協会に指定管理者ということで管理を委託する。

これまで人員体制というのでしょうか、そういったそのものは、雇用体系というのはどうなる。

わかりました。そのとおりです。失礼しました。

○議長（高橋和雄君） この後、出てきますので、そのときに質疑してください。
そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきます。
議案第66号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第66号、中札内村豆資料館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第67号 南十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分について

○議長（高橋和雄君） 日程第12、議案第67号、南十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、南十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法第289条の規定により関係町村で協議を行う必要があることから、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定下さいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） それでは、補足説明を阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

地方自治法に基づき、南十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分につきましては、協議により定め、議会の議決を得るとされており、財産処分に関する協議書における協議内容につきましては、3点となっております。

22ページをご覧いただきたいのですが、協議の内容の1点目は、組合の財産の表示であり、別添といたしまして、次の23ページから28ページまで調書で表示しております。

対象につきましては、物品のほか、債務などを表示しております。

物品に関しましては、組合の財産管理事務取扱規定、これに基づきまして、重要物品として、自動車等にあつては取得価格60万円以上、機器類にあつては100万円以上のものを表示しております。

ただし、消防本部が取得管理するものは、共有財産であることから、極端に評定価格が低下しているものを除き、使用価値のあるものを表示しております。

協議内容の2点目は、財産の処分についてで、組合が所有する財産は、その持ち分に応じて町村に帰属させる。

ただし、消防本部の管理に属する財産は、別途協議の上定めるとするもので、前段につきましては、各消防署の保有財産について、その持ち分はそれぞれの町村であるから、起債等の未償還債務と合わせて、それぞれの町村に帰属させるものです。

後段の共有財産については、組合事務所のある広尾町消防総合庁舎に機能が定着しているものや、債務が残っているものなどを除き、配置先などを工夫しながら、消防所管で相互有効に使用していくことなどを確認しあっており、日常の管理体制や更新の在り方等、事務上整備する部分があることから、このような形で表現して整備しております。

協議内容の3点目は、その他といたしまして、疑義が生じたときは、関係町村がその都度協議して定めるとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第67号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第67号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第67号、南十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第68号 財産の取得について

○議長（高橋和雄君） 日程第13、議案第68号、財産の取得についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○**村長（田村光義君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、大規模草地育成牧場用地として21万8,595平方メートルについて、長崎勝次郎氏から2,591万5,296円で購入しようとするものであります。

詳細について、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります

○**議長（高橋和雄君）** 補足説明、成沢産業課長、お願いします。

○**産業課長（成沢雄治君）** それでは、補足して説明させていただきます。

今回取得する土地は、中札内村大規模草地南札内基地東側に隣接する畑、南札内106番1ほか16筆でございます。

合計21万8,595平方メートルで、取得予定価格は、現草地分面積として17万5,073平方メートルが10アール当たり13万2,000円。草地以外面積として、4万3,522平方メートルが10アール当たり3万円。その他、立木分として150万円であります。

また、農地法による許可については終了してございます。

この土地につきましては、牧場運営上必要な土地であり、平成3年から牧場用地として賃貸借で使用しているものを取得するものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○**議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

議案第68号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番黒田議員。

○**3番（黒田和弘君）** それでは、1、2点お伺いをしたいというふうに思います。

出ている取得予定価格2,591万5,296円ですが、適正価格で購入しているだろうというふうに思うのですが、今も説明があった通り、現在草地となっているものが13万円だったかな、それ以外が3万円とかっていう額の説明がありましたけども。

まずは、地上物件、150万円の立木もあるという補足説明もあったところでございますけども、これらの面積とどの程度の立木があるのか。その辺の地上物件の明細について教えていただきたいのと。

併せて、1,000平米当たりの価格の説明がありましたけども、これらの価格が何を参考に決められたのか。

そこら辺のことを確認する意味でお伺いをしたいというふうに思います。

○**議長（高橋和雄君）** 成沢産業課長。

○**産業課長（成沢雄治君）** まず1点目の立木の関係でございます。

草地以外の面積として4万3,522平方メートルのうち、2.2ヘクタール分が現在山林として立木がある面積となっております。

今の林床ですが、9林班ございまして、すべてカラマツでございます。

林齢につきましては、40年から50年のものとなっております。

次に、適正価格ということでございますが、平成25年に近隣の農地を売買している状況でございます。

そのときの価格が13万円ということで、周辺価格と合わせ、相手方と協議の末、13万2,000円というような結果になってございます。

また、雑種地その他ということで3万円という部分については、近隣で更別に村の原野

扱いとして売買したのが平成21年に状況がございます。そのときの売買価格が3万円と
いうことございましたので、それに合わせた状況で、長崎さんと話を進め、決定してい
るところでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） ないようですので、これで質疑を終わりたいと思います。

議案第68号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第68号、財産の取得についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第69号 村道の路線認定について

○議長（高橋和雄君） 日程第14、議案第69号、村道の路線認定についてを議題にいた
たします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、株式会社ホームックニコットの出店に伴い、隣接地で整備を終えた道路の路
線認定を行うため、議会の議決を得ようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くだ
さいますようお願い申し上げます、説明を終わります

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、大和田施設課長、お願いします。

○施設課長（大和田貢一君） 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー12番、議案関係資料最後のページになりますが、27ページをお開きくだ
さい。

本案件は、株式会社ホームックニコットの出店計画に伴い、貸付村有地の隣接地に整備
を行った道路の道路認定を行うため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を
得ようとするものです。

貸付地は、道の駅南側、中札内小学校の国道を挟んだ南西の旧山栄林産用地の三角地で、
その西側に道路を新たに整備したものです。

下の表にある認定道路概要ですが、路線番号159番。路線名は中札内大通り南道路と
し、南7丁目道路と南8丁目道路をつなぐもので、道路構造、規模は、舗装幅5.5メー
トル、起点終点間距離は184.8メートルとなっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

- 議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。
議案第69号に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。
よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
議案第69号に対する討論を行います。
討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
議案第69号、村道の認定路線についてを採決いたします。
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

- ◎日程第15 議案第70号 中札内村地域集会所に係る指定管理者の指定について
◎日程第16 議案第71号 中札内村中島農業センターに係る指定管理者の指定について
◎日程第17 議案第72号 中札内村カントリープラザに係る指定管理者の指定について
◎日程第18 議案第73号 中札内村豆資料館に係る指定管理者の指定について
◎日程第19 議案第74号 中札内村開拓記念館に係る指定管理者の指定について
◎日程第20 議案第75号 中札内村堆肥処理施設に係る指定管理者の指定について
◎日程第21 議案第76号 中札内村大規模草地育成牧場に係る指定管理者の指定について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第15、議案第70号、中札内村地域集会所に係る指定管理者の指定について、日程第16、議案第71号、中札内村中島農業センターに係る指定管理者の指定について、日程第17、議案第72号、中札内村カントリープラザに係る指定管理者の指定について、日程第18、議案第73号、中札内村豆資料館に係る指定管理者の指定について、日程第19、議案第74号、中札内村開拓記念館に係る指定管理者の指定について、日程第20、議案第75号、中札内村堆肥処理施設に係る指定管理者の指定について、日程第21、議案第76号、中札内村大規模草地育成牧場に係る指定管理者の指定についての7点を一括して議題にしたいと思います。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

- 村長（田村光義君） ただいま、一括議題に供されました指定管理者の指定7件の趣旨

について、ご説明申し上げます。

本案件は、地域集会所つどいの家、中島農業センター、道の駅の3施設、カントリープラザ、豆資料館、開拓記念館、堆肥化处理施設、大規模草地育成牧場について、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき提案するものであります。

詳細については、担当課長よりそれぞれ説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、最初に大和田施設課長のほうからお願いします。

○施設課長（大和田貢一君） それでは、議案第70号、中札内村地域集会所に係る指定管理者の指定について、補足説明をいたします。

中札内村地域集会所は、中札内村地域集会所つどいの家運営委員会に対して、平成28年4月から5年間、指定管理者として指定をしようとするものです。

当該地域集会所は、開館当時から現在まで、めぐみ区とひばりヶ丘区住民によって運営委員会が組織をされており、平成18年度から指定管理者として地域住民により、主体的に効率的な管理運営を担っていただいておりますことから、引き続き指定管理者とするため、指定管理者選定委員会の審査を経て、公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第1項第1号に基づき、公募によらない選定を行うものです。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、成沢産業課長、お願いします。

○産業課長（成沢雄治君） それでは、議案第71号から76号、中島農業センター、カントリープラザ、豆資料館、開拓記念館、堆肥化处理施設、大規模草地育成牧場の指定管理の指定について、補足説明をさせていただきます。

議案第71号、中島農業センターの指定管理の指定について、中島農業センターは、中島農業センター運営委員会を平成28年4月から5年間指定するものでございます。

開設以来、中島地区の6行政区住民により運営委員会を組織し、地域住民が主体となって管理していることから、引き続き公募によらないで選定するものであります。

次に、議案第72号、カントリープラザ、議案第73号、豆資料館、議案第74号、開拓記念館の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第3項及び、中札内村公の施設に係る管理者指定手続き等に関する条例第2条に基づき、道の駅関連施設として公募を行い2団体からの応募がありました。

2団体のヒアリングを実施し、選定委員会による審査の結果、中札内村観光協会を選定し、平成28年4月から5年間指定するものでございます。

次に、議案第75号、堆肥化处理施設に係る指定管理者の指定について、有限会社中島機械センターを平成28年4月から10年間指定するものでございます。

中島機械センターは、平成18年度から施設の管理を行っており、中島地区を中心とする農作業受託会社で、家畜ふん尿、堆肥化に関する作業に精通していることや、経費の節減による黒字経営、良質の堆肥を製造し、農家からの評価も高いことから、引き続き公募によらないで選定するものでございます。

次に、議案第76号、中札内村大規模草地育成牧場に係る指定管理者の指定について、中札内村農業協同組合を平成28年4月から5年間指定するものでございます。

平成17年4月から牧場管理を受託し、適正かつ効率的な管理運営を行っており、牧場運営に関する知識、技術、能力を有していることから、引き続き、公募によらないで選定

するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 7件についての提案理由の説明が終わりました。

これから7件を一括して質疑を行いたいと思います。

質疑はございませんか。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 先ほどは失礼しました。

改めて質問させていただきます。

今回、豆資料館を観光協会が管理していただくということで、今回、議案提案いただいたわけですが、これまで直営でやっていて、村で職員を採用して運営されております。今後は、そういった職員の処遇はどうされるのか。

また、観光協会ですそれだけの施設、新たに増えた施設を管理しきれる能力が今現状であるのかどうか。

観光協会の体制も含めてご説明いただければと思います。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） 現在の豆資料館の職員の配置については、嘱託職員として配置をさせていただきます。

ちょうど3年という任期が切れることもございますので、観光協会として新たに採用する予定をさせていただきます。

観光協会の管理能力というふうなもう1点でございますが、観光協会のこれからの在り方といましようか、強化ということで、まず正規の職員の2名の募集を行いまして、その部分については決定させていただきます。

今後は、現在、産業課で管理をしています事務局等につきましては、観光協会が独自でスタートするというような形になっていくかなというふうに思っております。

今回、道の駅の指定について、議会が終われば、これから関連施設の職員の募集をかけていくような形になるというふうに思っております。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） では、人員としては、観光協会としては増やしていったって運営していくということで。

すみません、観光協会の事務局というのはこれまで役場の産業課のほうで担われていて、その機能も観光協会、これからは商工会のほうに事務所に移るのでしょうか。

その辺のことも含めてお話を聞かせていただければと思います。

それで、産業課は今後、観光協会に当然協力はしていくと思うのですが、どのようなかわり方をしていくのか。そういった方針もご説明いただけたらと思います。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） まず、観光協会の現在の体制でございますが、観光協会の規約の中に村産業課が事務局を担うことができるという規約になってございまして、現在、その規約をもとに、産業課長が事務局長、さらに職員が事務局という形で管理を運営してございます。

今後は、今、先に説明した通り、2名の、まず観光職員の正規の募集は終わっておりますので、1年間は、まず最低産業課との引継ぎ事項がたくさん出てくるかなというふうに考えておりますので、当面の間は、改善センターの産業課と一緒に行動していこうかなと

いうふうに考えてございます。

ゆくゆくにつきましては、観光の拠点の場所に観光協会を移しながら、効率的な管理ができるようなことを考えてございます。

商工会の事務局ということの考え方はございません。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 同じような質問になるかと思いますが、まず1点目は、堆肥化処理施設の指定管理ということで、ほかの指定管理については5年になっているのかな。

ここだけが10年になっているということなのですが、そこら辺の経緯というか根拠というか、そこら辺を教えていただきたいなというふうに思います。

それと、道の駅3施設ということで、先ほどもいろいろと説明があったことですが、公募で2団体が公募されたということで、恐らく、私の推測ですが、今までやってこられた商工会のかな、ちょっとわからないのですが、そこら辺がまた公募してきたのかどうか。その辺の確認もしたいのですが。

新しく体制を整備して、観光協会は今の職員も増やしていくのだよというこんな説明ですけれども、商工会なりが公募してきたら、今までも適正な管理がなされてきて、継続して3年か5年か経過してきたというふうに思うのですが、私の思うところには、何か課題というのかな、そんなものがその団体について何かあったのかどうか。

あるいはまた、新たに観光協会を選定委員会で選定したということですから、これからのことですが、何を期待されるのか。そういう今までの実績、あるいはまた、期待度ということで、最終的に副村長が委員長を務める選定委員会で選定をして、村長が認めて議会に出しているということですから、そこら辺、同じ民間団体である商工会も公募しているわけですから。そこら辺の、あまり深くということはいいのですが、そういう基本的なことについてお伺いをしたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 2点についてお願いをしたいと思います。

成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） まず、堆肥化センターについて、5年ではなくて10年ということですが、堆肥化センターの18年から指定管理を組んだときに、5年ではなく10年にしております。

この部分につきましては、まず、堆肥化センターに堆肥を入れる受益者というものが4件ございます。その部分の運営をいただくときに、その4件が構成員である中島機械センターが最も適しているということで、公募をかけないで実施しているところでございます。

このときに、やはり受益者が限られているということも含めて、10年で実施をする。

さらには、本来であれば、期間を決めないで長く指定管理をさせることもいいのかということでしたが、基本的には3年から5年が指定管理でいいのではないかとこの部分と、そういうことも含めて、10年に1回ということを確認をするということも含めて10年という定めをさせていただいたのが最初です。

今回につきましても同じ考え方をもって、10年間という形での指定管理をさせていただいているところでございます。

次に、道の駅の部分ですが、まず、公募にあった部分については、商工会と観光協会と。

この内容につきましては、産業課が観光協会事務局でございまして、選定委員会の事務局である総務課のほうから内容については答えていただくような形になりますが、その

中で、商工会の適正な管理ということで出てございましたので、特にこの10年間、商工会で道の駅の指定管理を行っていただいた中につきましましては、運営上特に問題があったところはないというふうに判断をしているところです。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 選定委員会の関係につきましましては、私のほうからご説明申し上げます。

まず、道の駅関連施設の選定委員会ですけれども、今産業課長が申したように、産業課が事務局。そして、観光協会の副会長が副村長ですので、副村長と産業課長が退席して、私総務課長が委員長代理で進めております。

ご存じの通り、これまで指定管理を受けていたところにつきましましては、平成17年度から指定管理を受け、実績があります。

一方、今回指定管理を受けた観光協会につきましましては、来年度から体制を構築していく。そしてもうすでに体制を整えてきているということで、ここら辺は同じ土俵の上に立っているかなと判断してございます。

そして、申請書につきましましては、事業計画及び収支計画を提出してもらっています。

これまで指定管理を受けていた団体につきましましては、これまでと事業計画においてあまり変化はなく、新しいPR、イベント等の提案は特にございませんでした。

この状況であれば、入込み増というのが、今後あまり期待できないのではないかという判断もありまして、また、収支計画において、管理経費の増加と、新たな豆資料館の人件費がプラスされただけで工夫が見られないという判断をいたしました。

一方、観光協会においては、新たな事業計画の中で、フードイベントですとか豆資料館の体験事業など新しい事業の提案がございました。

また、観光協会の収支計画においては、前者ほど高価な収支計画ではなく、収支計画においても観光協会が優れているという判断を行いまして、副村長と産業課長を除いた5人の選定委員会ですけれども、この中で観光協会と決定してきた経緯でございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） まず、指定期間10年のことですけれども、条例や何か見ると、指定期間も定めてということだけで、特に何年という謳われ方をしていないのですが、5年とか10年、特に問題ないのかな。

特に問題ないとすれば、ほかの施設も合せて10年になるところがないのかどうか。その辺の確認をしたいのと。

あと、今、概略で道の駅3施設の管理が観光協会になった経過なども聞かせていただきました。

商工会については、運営上特に今まで問題はなかったということですが、今後のイベント等々でなかなか観光協会から見ると発展的なものがないというような説明だったというふうに思うのですが。そんなことで、村として観光協会に期待するものが多いように私は聞こえたのです。

今までの商工会から、公募してきた商工会でなくて、観光協会にそういう体制整備をしてやるということですから、住民としてもそこら辺に期待することは大なので、そこら辺も商工会のほうに、こういうことで駄目だったよという通知もするのか。

そんなことも併せて、お互いの団体が理解できるようなことで、ぜひ調整を図って、道の駅が発展することを私は望みたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） 堆肥化センターの10年間という部分についてでございますが、実は堆肥化センターの部分については、管理経費が無償でございます。

一切管理の経費はかからないということで、かかる経費については施設の工事と修繕のみが村の経費で実施しますが、それ以外の経費は運営をしている指定管理者が全て持つというような形になってございます。

ほかの施設につきましては予算が伴うということで、やはり長くにそういうことをやっていると、予算的なものの変更だとか事業変更というものがあるかなというふうに思っておりますので、そういった部分では、10年間でやるということで、堆肥化センターのほうはなっております。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） その10年間とか5年間とか、条例では指定期間って書いてあるだけなのですが、その10年が20年、30年になろうと、そこら辺のところは決める事はないのでしょうか

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） 年度の決めの上限がないから、では、永遠でいいのかということにならないと。

一つは、先ほど説明していないのですが、利用料がこちらのほうから払っていないということもあるのですが、もう一つはやはり大きな施設であり、堆肥をつくってきちっと習熟度あるいは堆肥の均一的な生産とか、やはり技術の習得ですとか、そういうところをメインにしたいなということで、そのためにはやはり安定的に人を確保しなければならない。

あとは機械の更新等に関しても、他の施設と連携しながら有効的に使っていくということもございまして、そういった総合的な面で考えると、やはり一つの区切りとして10年ということで、やはり相手の方にも安定的に経営基盤なり人材の育成に取り組んでいただくということから、目安として10年ということでやらせていただいているところでございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか、質疑はございませんか。

4番中西議員。

○4番（中西千尋君） 1点だけちょっとお聞きをしたいのですけれども、議案第74号の開拓記念館と銘打ってある建物。これは多分旧浜野宅だと思いますけれども、この開拓記念館という名称はそのままお使いになられますか。

今、あそこは多分お蕎麦屋さんか何か運営をされていて、開拓記念館としての何か建物を表す言葉なのか。中に入ってその記念的なものが見れるかどうかというので、今まで何回か利用させていただいた中では感じない部分がありますので、何かそここのところでの新しい指定管理者になったところでの変化があるかないかをちょっとお聞きできればと思います。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） まず、開拓記念館の名称については、そのまま条例で定めているものでございますので、変更についてはございません。

あそこを利用して、蕎麦の花はなさんが経営をやっておりますが、そこにある程度の運

営のほうをお任せし、半分は開拓記念館のものを置いて、中で自由に見ていただけるというふうになっている施設です。

今後も指定管理者が変わっても、同じような感じで管理を運営していく予定になってございます。

○議長（高橋和雄君） 4番中西議員。

○4番（中西千尋君） 今お聞きしました。わかりましたけれども、その開拓記念館としての名称もわかりました。

ただ、中に入って何か開拓にかかわるものを見たいときには、お蕎麦屋さんを通らなければ今行けないようになっているかと思えますけれども。一般の人がどちらかの玄関から入れるかどうかという、それはお考えはないか、ちょっとお聞きします。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） ご指摘のあったように、確かにお蕎麦屋さんの営業中を通らないと見に行けないということで、ほかの場所の入口等々も考えたこともございますが、なかなか管理できないということもございまして、その部分については今後の課題ということで考えております。

○議長（高橋和雄君） そのほか、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わらせていただきます。議案第70号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第70号、中札内村地域集会所に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

議案第71号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第71号、中札内村中島農業センターに係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

議案第72号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第72号、中札内村カントリープラザに係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

議案第73号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第73号、中札内村豆資料館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

議案第74号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第74号、中札内村開拓記念館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

議案第75号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第75号、堆肥化処理施設に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

議案第76号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第76号、中札内村大規模草地育成牧場に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第77号 平成27年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第23 議案第78号 平成27年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第24 議案第79号 平成27年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について

◎日程第25 議案第80号 平成27年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について

◎日程第26 議案第81号 平成27年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長(高橋和雄君) この際、日程第22、議案第77号から、日程第26、議案第81号までの平成27年度中札内村各会計補正予算についての5件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) ただいま、一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ1,448万9,000円を追加し、総額を39億1,469万2,000円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ1,070万6,000円を追加し、総額を2億6,146万2,000円に調整したものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ33万3,000円を減額し、総額を6,196万7,000円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ31万2,000円を減額し、総額を1億2,693万5,000円に調整したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ77万5,000円を減額し、総額を1億5,712万円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) 補足説明を、最初に阿部総務課長お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー7番、一般会計補正予算書により歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に関係のある特定財源については、併せて説明させていただきます。

歳入での同様の説明は省略させていただきます。

それでは、歳出14ページをお開きください。

まず最初に、総体的な事項といたしまして、一般職人件費に係る共済費の追加については、年金制度一元化により標準報酬制になり、算定基礎額及び掛け金率の変更により追加計上しているものです。

そのほかの給料、手当については、職員の異動などによる増減であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄中断の臨時労働保険料78万3,000円の追加は、年度途中退職者に対して嘱託職員を採用したことなどによるものです。

次に15ページ、8目電子計算費、説明欄下段、国民年金システム改修委託34万4,000円の追加、次の選挙システム修正委託21万6,000円の追加は、制度改正による改修で、特定財源として国から国民年金事務委託金34万3,000円、選挙名簿システム改修費補助金10万8,000円を計上しています。

16ページ、2項企画費、1目企画総務費、説明欄上段、地方公会計固定資産台帳整備委託140万3,000円の減額は、契約額確定によるものです。

次の備品購入費、コミュニティバス2,290万9,000円の追加は、来年度から運行を計画している市街地等循環バスを購入するものです。

バスは仲通りなども走行できるよう10人乗り程度の小型、そして低床車を予定しています。

また、車両は導入まで6カ月程度かかる見込みのため、今回補正するものです。

特定財源といたしまして、これまで多くの方のご厚意をいただいている福祉基金を繰り入れすることとして、2,290万円を計上しております。

17ページをお開きください。

3目まちづくり推進費、説明欄上段、ふるさと納税謝礼101万6,000円の追加は、寄付金申込者の増加のため、お礼の特産品を追加するものです。

当初予算は、70件に対してでしたが、これまでの状況から、3月まで約270件の想定で追加いたします。

次に、3項徴税费、2目賦課徴收费、説明欄、次のページにまたがりませんが、相続財産管理人予納金60万円の追加ですが、これは相続放棄により村税を徴収することができなくなったため、相続財産管理人の選定が必要となり、家庭裁判所に申し立てを行う際に予納金を納めることによるものです。

次に、21ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、説明欄、一般職人件費、給料、職員手当等の減額につきましては、休職している職員の4月から11月までの人件費を減額しております。

下段、6目社会福祉医療費、説明欄、乳幼児医療費274万4,000円の追加は、請求件数の増加に伴い、医療費が増加し、3月までを見込んで追加をするものであります。

特定財源として、北海道から乳幼児医療補助金医療費分82万3,000円と、限度額超過分として、高額療養費繰入乳幼児分27万6,000円を計上しております。

22ページ、9目後期高齢者医療費、説明欄中段、療養給付費負担金348万9,000

0円の減額は、平成26年度後期高齢者療養給付費負担金の精算に伴い、減額するものです。

23ページをお開きください。

2項児童福祉費、3目中札内保育園費、説明欄下段、一般職人件費の増加は、育児休業終了に伴い、給料等を追加しております。

25ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、説明欄中段、カラス・キツネ駆除補助金63万8,000円の追加は、キツネ・カラス・ドバト、これらの捕獲数の増加により追加をするものであります。

26ページ、5目予防費、説明欄上段、インフルエンザ予防接種業務委託90万1,000円の追加は、インフルエンザワクチンの単価が上がったことにより、個人負担を据え置き、値上がり分を村負担とすることにより追加をするものであります。

27ページをお開きください。

6款農林業費、2項農業費、1目農業振興推進費、説明欄、食と農業農村振興基金積立600万円につきましては、よつ葉乳業株式会社より創立50周年を記念して、村の酪農振興に活用されたいとして寄付がありましたことから、基金へ積み立てるものです。

特定財源として寄付金600万円を計上しております。

2目農業振興事業費、説明欄下段、環境保全型農業直接支援対策事業補助金165万円の追加は、取組面積の増加によるものです。

特定財源といたしまして、国・道の負担分4分の3相当として、環境保全型農業直接支援対策事業補助金123万7,000円を計上しております。

30ページをお開きください。

7款商工観光費、1項商工観光費、4目道の駅関連施設管理費、説明欄、大型誘導看板撤去工事279万6,000円の減額は、入札減及び基礎コンクリート鉄等の撤去、処分量の概数精算に伴う設計変更により減額するものです。

32ページをお開きください。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、説明欄、道路維持委託200万円の減額は、東2条伸通り道路北側道路の路盤下がり補修として予算計上しておりましたが、沈下の明確な原因が掴めない状況であり、来年度、改めて原因調査を行うこととして、今年度につきましては、この補修分を減額するものであります。

次に、散布用砕石76万1,000円の減額は、道路維持に使用した実績に伴いまして、減額をするものであります。

4目道路改修費、説明欄、道路改良舗装工事163万1,000円の減額は、道路橋梁補修など5工事の請負額確定に伴う減額です。

次の33ページ、3項河川費、1目河川総務費、説明欄、機械借上料87万8,000円の減額は、床ざらいを予定していた2河川の土砂体積量の状況から、本年度につきましては実施をしなくてもよいという判断をしたことによる減額でございます。

5項住宅費、4目公営住宅建設費、説明欄、公営住宅改修工事669万6,000円の減額は、泉団地3棟9戸、上札内東団地3棟6戸、この住宅の長寿命化居住性改善工事の請負額確定に伴う減額でございます。

36ページをお開きください。

10款教育費、2項学校給食共同調理場費、1目管理費、説明欄、臨時職員人件費の減

額は、準職員が7月をもちまして退職したことによる減額で、次の37ページ、2目業務費、説明欄、調理員賃金119万5,000円で、嘱託職員の賃金を増額しております。

次に、3項小学校費、1目学校管理費、説明欄、修繕料110万円の追加は、シーリングの劣化などにより、渡り廊下、音楽室などで雨漏りが発生し、修繕を行ったことにより追加を行うものであります。

次に、40ページをお開きください。

13款諸支出金、1項、1目特別会計繰出金、説明欄の介護保険会計136万1,000円の追加は、介護給付費の増加に伴うものです。

後期高齢者医療会計33万3,000円の減額は、広域連合共通事務費負担金額の精算によるものです。

公共下水道会計101万9,000円の減額は、下水道の各事業に執行残が出たことにより、基準外繰出金を減額するものでございます。

戻りまして、9ページをお開きください。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

はじめに、1款村税で、村民税の個人、現年課税分1,894万8,000円の追加は、当初予算に対し、給与所得納税者の増加及び所得割額の増により、賦課額の増加となったことから追加をするものでございます。

固定資産税の686万2,000円の追加は、償却資産が増加していたことなどにより、村税の収入が見込めることにより追加するものでございます。

次に、12ページをお開きください。

15款財産収入、2項、1目財産売払収入、説明欄653万1,000円の追加は、ときわ野分譲地売買によるものです。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金5,760万円の減額は、村民税の増によるもの。

次に説明します起債の借り入れができたこと。

そのほか、執行残などを財政調整基金で調整するものでございます。

13ページをお開きください。

20款、1項村債、上札内消防会館建設事業債690万円の追加は、起債対象外として算定していました外構舗装工事につきまして、これにつきまして対象となったことにより追加を行うものであります。

戻りまして、6ページをご覧ください。

第2表地方債補正ですが、変更するものとして、ただいまご説明いたしました上札内消防会館建設事業債について、限度額3,810万円を4,500万円に変更しようとするものでございます。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明が終わってから休憩をしたいと思いますので、ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、山崎住民課長、お願ひします。

○住民課長（山崎恵司君） それでは補足して説明させていただきます。

黒ナンバー9番、後期高齢者医療特別会計補正予算です。

7ページの歳出をお開きください。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄の事務費等負担金33万3,000円の

減額ですが、これは平成26年度の広域連合における市町村事務費負担金、この額の確定により、精算調整が行われたことによるもので、上のページ6ページの歳入で一般会計からの事務費繰入額を歳出同額の33万3,000円減額し、財源の調整をしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長、お願いします。

○福祉課長（高島啓至君） それでは、介護保険特別会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー8番、介護保険特別会計補正予算書をご用意いただきたいと思います。

まず、歳出から説明いたします。8ページをお開きください。

上段、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費、19節負担金補助及び交付金840万円の増額は、居宅介護サービス給付費で、介護保険認定者に係るサービス給付費のうち、訪問介護、通称訪問ヘルプ及び通所介護、通称デイサービスなどの利用者増に伴う給付実績の増加により、今年度末までの見込みによる不足分を増額するものであります。

次に、10ページをお開きください。

上段、2款保険給付費、4項特定入所者介護サービス等諸費、1目特定入所者介護サービス等諸費、19節負担金補助及び交付金228万円の増額は、特定入所者介護サービス費として、介護老人保健施設、ショートステイなどの介護保険施設に入所・利用される低所得者を対象に食費や居住費に係る自己負担限度額を設定し、その差額を補足給付する制度によるもので、対象施設への入所者の増加に伴い、今回増額するものであります。

戻りまして、6ページをお開きください。

歳出の保険給付費の増額に伴い、その財源となります歳入側の予算でありますけれども、上段より3款国庫支出金、1項国庫負担金及び2項国庫補助金、4款道支出金、1項道負担金、5款支払基金交付金、1項支払基金交付金。

続いて、7ページ上段の7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、それぞれルールとなる負担割合に応じて増額を行うものであります。

その下、2段目、7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金225万5,000円の増額は、国・道などから交付される負担金等の不足を補うため、基金より繰り入れし、介護保険会計全体の財源調整を行うものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 次に、大和田施設課長、お願いします。

○施設課長（大和田貢一君） それでは、簡易水道事業特別会計補正予算について、ご説明をいたします。

黒ナンバー10番、簡易水道事業特別会計補正予算書をご用意ください。

まず、8ページをお開き願います。

歳出からの説明になりますが、1款簡易水道費、1項水道経費、1目一般管理費、右説明欄、施設整備費のうち工事請負費173万3,000円の減額は、メーター器取替及び流量計等取替工事の落札率による執行残によるものです。

その下、簡易水道事業基金費積立金は、歳出歳入の増減により148万2,000円の増額調整を行うものです。

次に、6ページにお戻りください。

歳入ですが、1款分担金及び負担金、2目水道工事負担金、営農用水工事負担金は、執

行工事費の減により59万円を一般会計からの負担減を行うものです。

次に、2款使用料及び手数料、右説明欄、水道工事手数料は、新築住宅・アパートなどの戸数の増により、41万7,000円を増額するものです。

次に、5款繰越金は、平成26年度決算余剰金の確定により、繰越額を21万6,000円減額するものです。

次に、黒ナンバー11番、公共下水道事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

まず、9ページをお開きください。

歳出予算でございますけれども、1款総務費、1目一般管理費の右説明欄、下水道事業費委託料、下水道支線管渠調査設計費49万3,000円の減額、その下、下水道認可変更委託10万9,000円の減額、15節の工事請負費、下水道管渠布設工事11万7,000円の減額は、いずれも落札率執行残によるものです。下段、2款の浄化センター維持管理費、右説明欄、備品購入費11万3,000円の減も同じく執行残によるものです。

戻りまして、7ページをお開きください。

歳入ですが、1款分担金及び負担金、下水道分担金は、新築戸数の増と一括納付により16万4,000円を増額するものです。

次に、3款国庫支出金、社会資本整備総合交付金の18万6,000円の減額と、8ページの下段、7款村債、特定管渠保全公共下水道事業債30万円の減額は、調査設計等の支出執行減に伴い、減額をするものです。

8ページの上段、5款繰越金は、平成26年度下水道特別会計の決算余剰金の確定により、48万4,000円を追加するものです。

次に、7ページにお戻りいただき、その下段、4款繰入金、一般会計繰入金の101万9,000円の減額は、下水道事業費の減額、繰越金の増額による調整を行ったものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 35分まで休憩をしたいと思います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時21分
再開 午後 2時35分

○議長（高橋和雄君） 皆さんお揃いになりましたので、休憩前の引き続き会議を開きたいと思います。

提案理由の説明が終わりました。

これから5件を一括して質疑をもらいたいと思います。

質疑は出してください。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） それでは、資料7の一般会計、17ページのふるさと納税謝礼に関してちょっと確認させてください。

村政執行状況にも説明がありましたけれども、申込み者が前年度と比べても増えているということなのですが、これは年間通して平均的に前年度と比べて増えているのか。それとも、何か今年度新たな取組みがあった増えたのか。そういったその状況を、もし把握されていればご説明いただければと思います。

あと、今回導入されるコミュニティバスなのですけれども、10人乗りの低床車ということなのですが、もうちょっと詳しい車の概要が何かあればご説明いただければなと思うのですが。こんな特徴のある車なのだよというところがあれば。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） まず、1点目のふるさと納税の関係ですけれども、これはあくまでマスコミ、新聞等の状況から私が判断するのですが、先月もしくは先々月くらいの新聞において、ふるさと納税について、これまでより4倍ほど伸びているよという状況がありました。

これがもとで、全国的にふるさと納税自体が伸びていると思います。その原因につきましては、個人が寄付できる額が2倍になりました。それも大きいかなと思います。

あと、併せて、中札内村もふるさと納税のPRについて積極的に行っています。一般的にメディアが一番出ている、ふるさとチョイスというところですね。そういうところに新しい写真提供をしてアップさせていただいてもらうとか、そういうことをして、中札内村のふるさと納税、もしくは商品を積極的に発信してPRしてきています。

そこら辺も原因があるかなと思います。

もう1点、コミュニティバスについてですけれども、今現在は、どこのメーカーにするということはまだ未確定の部分ですので、あくまで、高齢者にも優しい低床式な階段のないフラットのバス。

そして、仲通りでも通れる、小回りが利くバスという形ですね。

比較するのであれば、10人乗りのトヨタのハイエース。あれは乗ったらどうしても屈まなければなりませんので、あくまで高齢者にも優しいバスということで、小型なバスという形で今のところ想定してございます。

当然コミュニティバスですので、外装はそれなりにマスキング等をして、目立つような形を当然検討してきてまいります。

○議長（高橋和雄君） そのほか、質疑はございませんか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 今のちょっとコミュニティバスのことなのですが、昨日私が村おこし懇談会に行ったときの説明の中では、色としてピンクがあったかと思うのですよ、色的に。

あの説明でいくと、みんなピンクの色になるのかなというようなイメージを持たれたのではないかと思うのですが。今の説明でいくと、それなりの目立つ色でわかりやすい色ということだったので、そのことについては了解しましたが、昨日の多分懇談会の中ではこういうバスになるのではないかなと私も想像いたしました。

ということで、そのコミュニティバスについては、前回試験運行しましたので、そういうような中身の検証をきちっとして、効率的なコミュニティバスの運行に期待をいたします。

次の質問なのですが、25ページのカラス・キツネ駆除補助金として出ておまして、前年と比べるととてもキツネの駆除が多いのかなというように印象を受けたり、土鳩も多いのですが、このキツネの駆除に対して、私は市街地にいるのですが、そんな中でキツネが市街地にもよく見かけるので、そこら辺の駆除はどのように進んでいるのかということをもうちょっと聞きたいのと。

あと、鹿駆除に対して罾での駆除、そういうのがずっと進められてきたかと思えますけ

れども、その鹿による駆除はどのような状況になっているのかなというように伺います。

それとあともう1点、その下のページの26ページのインフルエンザ予防接種業務に対して追加金があります。これは、インフルエンザワクチンの接種の中身が変わったことによる増加と思いますけれども、これは幾らぐらいで金額的に大きくなったのか。そして、何人ぐらいを対象としているのか。

また、補助を出している人は、医療費無料の中学生までですとか、高齢者に対しては補助金は変わらないで村負担となる。

ほかの負担になるわけですがけれども、今、一般の人もそういう補助のない状態で打っているといますけれども、そういう金額が上がったということで、このインフルエンザ接種が今どういう状況で金額が上がったので止めようかなと思っているのか。

今まで通りに、接種を受けているのかという状況をちょっとお聞かせください。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） コミュニティバスについては、村おこし懇談会ですとか行政区長会議とかいろんな機会に説明してまいっております。

ただ、その資料の中で、確かにピンク色のバスが付けておりますので、色はこの形に決めておりませんので、これ以降説明するにあたっては、これはあくまでという形で、強調して説明していきたいと思います。

やはり、地域を走るコミュニティバスですので、その辺村の特徴がいろいろあるかと思えますけれども、そこら辺をボディに付けるような形は考えてございます。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） まず、市街地のキツネの駆除です。

実際、市街地に基本的にキツネ、畜産農家さんや何かでやっていただいているうちの猟友会のメンバーの方に設置してもらってやっているのは、基本的には箱罠を使って駆除しています。

ただ、市街地ということになりますと、これもあってはならないのですが、キツネ以外のものがそこにかかるということが考えられるので、現実的には市街地域でキツネの駆除のために罠をかけるというのは、ケースはほとんどないです。

ですから、農村部ですとか、市街地脇の保安林で、例えば、巣があるだとかそういう情報がある場合については、その巣を狙って罠をかけてもらったりというのはあるのですが、市街地の中で罠を置いてというケースは、今のところはほとんどないというふうな状況であります。

総体の頭数は減らすということがあるので、言ってみれば河川だとか山のほう、そういったところで保安林の中もそうですけど、そういったところで駆除をすることである程度頭数を減らしていくという考え方になっています。

それと、今回、カラス・キツネ駆除の補助金を追加しているのですが、総体としては、これまでキツネの駆除頭数が当初予算で見ているよりも増えています。

今、キツネについては年間3月末まで駆除期間を設けていまして、10月末現在で、当初予算250頭で予定していたところ、230頭ぐらいまで捕っていますので、まだこれから冬場も駆除は行われますので、そういったことも含めて予算を追加しようというふうにしています。

カラス・ドバトについても、予算1,200羽に対して今1,300も捕っていますので、そういったことから含めて、このまだ3月まで期間がありますので、追加をさせて

いただいたという状況でございます。

それと鹿なのですけれども、鹿については10月末で駆除期間終了しました。

その分の整理が1カ月分だけまだ残っているのですけれども、9月末で一度切った段階では193頭で今なっています。ですから、最終的に10月分が整理されて、200頭を少し超えるぐらいの駆除頭数になるのではないかとというふうに想定をしているところであります。

前年と比べると、ちょっと少ないかというぐらいの駆除頭数かなというふうに思っています。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） インフルエンザの予防接種の関係でございます。

まず、インフルエンザワクチンのウイルス対応が、昨年まで3種類に対応していたものが、今回4種類に対応するという形に変わってございます。

単価につきましては、今まで1回目の接種については3,100円だったものが、改正によって、3,990円になっております。890円上昇しております。

2回目の接種につきましては、2,600円だったものが3,100円という形で500円アップになっております。

何人程度ということなのですが、一応1回目の接種につきましては1,080名程度見込んでおります。2回目の接種につきましては220名程度見込んでおります。

2回目の接種につきましては、生後6カ月のお子さんから12歳までという限定で接種いたします。

実を申しますと、請求書自体が、本当の請求書が届いていない状態で、たまたまちょっと今日の朝もらってきたのですが、10月の下旬から始めまして、まだ1カ月ちょっとの期間しか経っていないものですから、診療所のほうから実態ということでまだいただいていないのが実態です。

10月の末までで実人数で821名、2回目の接種がございますので、延べ人数で854名という形です。

ただし、村の助成がない方という数につきましては、村のほうに請求を上げてこないものですから、診療所直払いなものですから、ちょっと確認はしてございません。

○議長（高橋和雄君） 一般の利用者がまだわからないということです。

よろしいですか。

○住民課長（山崎恵司君） 失礼しました。

罾で駆除している頭数はどの程度かということでしょうか。

基本的には猟友会のメンバーの中で、通常は銃器を使って捕っているのですけれども、中の数人の方が罾を中心に駆除しているというふうにお聞きしています。

ただ、それにしても最終的な止め差しについては銃を使いますので、銃と罾の両方を持っておられる方が基本的にその罾をかけたほうがいいというふうに考えられた場所については罾で捕獲をし、最終的には銃で止め差しをするということでございますので、罾で捕った鹿なのか、銃で捕った鹿なのかということまでは、こちらのほうで把握しきれていないということでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） キツネの市街地に対する捕獲が進まないというのは、内容的には

わかりましたけれども、やはり定期的に、毎日キツネが現れるというのが現実なのですよね。

ですから、何かそういうキツネが通る市街地のところに、そういうような畏的なものがかけられるような工夫がされればいいなというように思っていますけれども。それは今後の課題として、そういうような方法を見出してほしいなというように私は思いますので、検討してみてください。

それとあと、ワクチンのほうの接種、インフルエンザワクチンのほう、やはり890円も上がったので、一般の人たちの負担は本当に高くなったということで、きっと躊躇される方もいらっしゃるのではないかと思いますけれども。その状況については、しっかりとどういう状況にあるかということがわからないという、今の報告でしたけれども、補助を受けながら接種する方は、やはりきちっと受けてもらうということが蔓延を防ぐということにつながりますので、そういったことの補助を受けたり、それでない人たちにも接種を呼びかけるということが必要ではないかと思いますので、そういうことを進めていただければと思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見として伺っておきたいと思います。

そのほか、ご質疑。

6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） この度、よつ葉乳業から大変大きな金額の寄付金があったわけですが、この大きな寄付金については、何かこういった目的に使ってほしいというようなそういった条件でもないですけども、よつ葉ですので酪農振興ですとかそういった方に使っていただきたいというような、そういう条件みたいなものは付いているのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） 今回のよつ葉さん50周年記念ということで、寄付いただいた部分については、酪農振興の目的寄付ということで受けてございますので、酪農振興の方に使うことの予定をしております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、質疑はございませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、何点かお伺いをしたいというふうに思います。

まず、9ページの村民税の補正です。1,894万8,000円ということで、当初から見て1割ぐらい補正が出てきて、先ほどの説明を聞きますと、給与者が増えて所得割額も増えたということかな。その辺の事由はわかるのですが、かなり額が多いものですから、給与者はどれぐらい人数が増えているのか。

それが全部ではないというふうに思うのですが、主な要因がそういう説明でありましたので、その辺の内容等について特質的なことをお伺いしたいというふうに思います。

それと、人件費関係について、総務課長のほうから共済費、あるいはまた、職員異動等で全体的に精査をさせていただいたという説明なのですが。

私の聞きたいのは、恐らくこれも入っていないのかな。8月に人事院勧告が出されているはずなのですが、本村については、今まで12月定例会あたりでそれぞれ議案として出されて、審議がなされていたわけですが。今回、恐らく入っていないなというふうに思うのですが、その辺の提案されていない理由というのかな、何かあるのではないかなと

いうふうに思いますので、答えていただきたいというふうに思います。

それから、31ページの公園管理費の需用費、修繕料82万2,000円ということでかなりの額が出てきたわけですけども。ご存じの通り、公園についてはもう閉鎖されておるのですね。

特に閉鎖されてから、こういう大きいお金というのはちょっと想定つきませんので、説明もなかったということで、こちら辺について教えていただきたいというふうに思います。

それから、37ページの中小の修繕料110万円ということで、先ほどの説明ですと、どこかシーリングというのかな、それがいないために雨漏りしたので修繕を行ったというこういう説明なのですが。今補正で追加するか減額するかという審議の中で、もう終わりましたので110万円追加したという説明なので、そういういいかげなものなのかね。

僕は、だとすれば、事前な9月の補正なり、臨時会なのか専決なのか。あるいはまた、緊急を要するのであれば予備費の流用だとかということで、全体的に整理をしないと、説明で110万円、もう工事が終わったので補正をするということが、これは何もないとすれば、この補正の審議なんていうのはいらんのではないかというふうに思いますので、そこら辺の見解等について伺いをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） まず、個人村民税の今回の追加分ですが、27年度の当初予算をどういう形で見たかというところが起因としては一番大きいのかなというふうに思います。

ということは、26年中のそれぞれの所得をどの程度まで把握したかということに尽きるのですが、現実的には、当初予算の要求をする段階では、当然前年の所得というのは確定申告前ですから、申告はされていない以上それを細かなところまで把握するわけにはいかないわけであります。

ということは、26年度のある程度、村民税を賦課したその最新の確定値をもとに推測をして、27年度の当初予算を組んだということになります。

その結果、今回27年度の賦課にあたって、給与所得者の納税義務者数が、そのとき見たときよりも増えていたということでございます。

給与所得者の人数の増加、当初予算で見たよりも増加した人数というのは42人。税額にして1,700万円と。

ほかに農業所得のほうも増えてはいますが、3人ということですので、当初予算で見たのととの違いでいけば3人で680万円ほど増えています。

ちなみにその増えた額と今回の補正額と額がちょっと違います。

というのは、最終的な財源調整で税務サイドが見積もったその額を財源調整のために落としておりますので、留保額としてまだそれは村のほうとして予算計上しない額として見ているということでございますので、今、あくまで私が言った納税義務者数の増加の分は大丈夫ですけども、その額のほうについては、満額今見た段階では、それだけ増えていましたということでございます。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 人件費の関係について、ご説明申し上げます。

例年人事院勧告が出て、村もそれに準じて給与改正を行っているのですが、平成27年度につきましては8月に人事院勧告が出まして、まだ、村につきましては、国家公務員の一般職の給与に準じて改正してきております。

今年度におきましては、国の一般職の給与についてまだ決定されておりません。

例年ですと、12月に臨時国会を開催して決定して、それに合わせて村も給与条例の改正しているのですが、今年につきましては、臨時国会が開催されておらず、国の一般職の給与の改定が行われていないことから、今回、村は提案してございません。

これまでも国に準じて改正して、その前提がございますので、今回はそういう理由で12月は提案しておりません。

○議長（高橋和雄君） 大和田施設課長、お願いします。

○施設課長（大和田貢一君） 公園管理の修繕費ですけれども、公園で所有している枝等を粉砕するリフトチップパーが夏場に故障いたしまして、その後の原因調査で、タイムリミット期限が9月の補正に間に合わなかったということで今回補正をするのですけれども、部品自体も汎用品ではなくて、受注生産によってつくるということでかなり時間もかかるということ。

それと、夏場の故障日から今まで結構枝も溜まってきておりますので、年度内に修繕を終えて、春一番には稼働できるように準備をするということで、今回補正をさせていただきました。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 中札内小学校の修繕料について、今回追加をさせていただこうとするものなのですけれども、9月議会の段階では、合計8件の修繕が、大きいものから小さいものがありまして、この段階では45万円ぐらいの執行額でした。

需用費の中のものですから、今回も12月から3月までまだ4カ月ほどあるということで、需用費全体として足りるかどうかが、執行してみないとわからないところもありますけれども、修繕料として大きく当初予算を超えているものですから、今回補正をさせていただこうとするものでございます。

一番大きなものでは、黒板の修繕が23万円ほど。

漏水の修繕が2件でいずれも22、3万円程度のものが2回。この辺が大きなものでございました。

ということで、特に9月補正ではまだ需用費の中でいけるかなという判断をしたものであります。

あるいは、需用費全体がまだ予算の残があるので、臨時会で補正予算ですとか予備費を充用するというにはならないという判断で、今回の12月補正に上げさせていただいたものです。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 今、答弁あった修繕料の関係ですけれども、事情がわからないわけではないのですけれども。説明として、こういう雨漏りしたと。需用費があるので、110万円もうお金を使ったよと。足りないから110万円追加をしたということが、ごく当たり前のように聞こえるのですが、やはりかなり厳しい財政事情の中で、そこら辺は各課かなりシビアにやっている点だと思うのですね。

それは少額の分については、今、教育次長が言うようなことがわかるのですけれども。そういうために、どうしてもそれをやらなければならないとして予備費の項目があるわけですから、とりあえずほかの燃料費だとか消耗品あるから、110万円を使い切ったというようなことで聞こえるのですが。

もうちょっと緊張感を持ってもらって、予備費をあるわけですから、きちっとした形で

これをやらしてもらわないと、それがごく当たり前だということになると、ほかの部署ですか、あれがいったって言ったからこんな補正なんかいちいち関係ないぞ、需用費の中でのあれば、やれるのだということでは問題性があると思うのですよ。そこら辺の見解ですね。

今、教育次長のことですが、全体のことから総務課になるのかな。

そこら辺の関係というか、統一見解について、ちょっと答えていただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） 前段の説明の仕方がちょっと意味違ったのかなと思うのですが。今説明したように、別に1件100万円の事業費を予算のない中でやったということではございませんので、そこだけはちょっと押さえていただいて、トータルでという意味です。

おっしゃるように、予備費もあります。ただ、予備費はもう今年はずでにほかのものでいろいろ使っております。

ただ、現実的な問題として、予算の執行管理というのは、総計予算主義ですから、できる限りすべてのものは当初予算で組むことが正しいということは当然でございますし、途中にあっても、これは予算があるからこそ支出負担行為が起こせるという大前提がございますので。

議員がおっしゃっていることは十分把握してございますので、適正な予算の執行管理に努めてまいりたいと思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか、質疑ございませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） ないようですので、これで質疑を終わりたいと思います。

それでは、議案第77号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第77号、平成27年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

議案第78号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第78号、平成27年度中札内村介護保険特別補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

議案第79号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第79号、平成27年度中札内村後期高齢者医療特別補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

議案第80号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第80号、平成27年度中札内村簡易水道事業特別補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

議案第81号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第81号、平成27年度中札内村公共下水道事業特別補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終了しました。

12月10日まで休会とし、本日はこれで散会をいたします。

散会 午後 3時09分